

官報

平 成 十 六 年 五 月 十 四 日

参議院會議録第二十一号

平成十六年五月十四日(金曜日)

午前十時一分開議

○議事日程 第二十一号

平成十六年五月十四日

午前十時開議

第一 常任委員長辞任の件

第二 薬剤師法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第三 建築物の安全性及び市街地の防災機能の確保等を図るための建築基準法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

第四 不動産取引の円滑化のための地価公示法及び不動産の鑑定評価に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

第五 学校教育法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の会議に付した案件

一、日程第一

一、常任委員長の選挙

一、構造改革特別区域法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

一、日程第二より第五まで

○議長(倉田寛之君) これより会議を開きます。

日程第一 常任委員長辞任の件

内閣委員長榎瀬進君、財政金融委員長平野貞夫

平成十六年五月十四日 参議院會議録第二十一号

常任委員長辞任の件

常任委員長の選挙 議事日程追加の件 構造改革特別区域法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

一

君、国家基本政策委員長角田義一君から、それぞれ常任委員長を辞任したいとの申出がございました。

いづれも許可することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(倉田寛之君) 御異議ないと認めます。よつて、いづれも許可することに決しました。

○議長(倉田寛之君) この際、欠員となりました常任委員長の選挙を行います。

つきましては、常任委員長の選挙は、その手続を省略し、いづれも議長において指名することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(倉田寛之君) 御異議ないと認めます。よつて、議長は、

内閣委員長に和田ひろ子君を指名いたします。

〔拍手〕

財政金融委員長に円より子君を指名いたします。

〔拍手〕

国家基本政策委員長に薬科満治君を指名いたします。

〔拍手〕

○議長(倉田寛之君) この際、日程に追加して、構造改革特別区域法の一部を改正する法律案について、提出者の趣旨説明を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(倉田寛之君) 御異議ないと認めます。金子国務大臣。

〔国務大臣金子一義君登壇、拍手〕

○国務大臣(金子一義君) このたび政府から提出いたしました構造改革特別区域法の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明申し上げます。

構造改革特区は、地方や民間が自発的に構想を立案し、それぞれの地域の特性に応じた規制の特例を導入することにより、構造改革を更に加速させるための突破口となるものであります。

平成十四年の第百五十五回国会において御審議いただき成立いたしました構造改革特別区域法においては、同年八月に実施いたしました提案募集に基づき、構造改革特別区域において講ずることのできる法律事項に関する規制の特例を定めまして、さらに、昨年の第百五十六回国会においては、規制の特例措置を追加する構造改革特別区域法の一部を改正する法律案を御審議いただき成立しております。

政府においては、民間にできることは民間に、地方にできることは地方にとの理念の下、構造改革を推進しているところでありますが、構造改革特別区域推進本部においても、多様な特区の実現に向け、その後も引き続き全国から提案募集を行い、新たな規制の特例措置を決定してまいりました。これら本部で決定した特例措置のうち、法律事項について構造改革特別区域法に新たに追加することを通じ、経済社会の構造改革を推進するとともに地域の活性化を図るため、この法律案を提出する次第であります。

この法律案の概要を申し上げますと、第一に、医療法等の特例として、認定構造改革特別区域に

において、株式会社が自由診療で高度な医療の提供を目的とする病院又は診療所を開設することができるようとなっております。

第二に、教育職員免許法の特例として、認定構造改革特別区域においては、都道府県教育委員会が行っている特別免許状の授与について、市町村の教育委員会も行うことができるようにすることとしております。

第三に、漁港漁場整備法の特例として、認定構造改革特別区域においては、国又は地方公共団体が行政財産である特定漁港施設を貸し付けることができることとしております。

第四に、狂犬病予防法の特例として、認定構造改革特別区域を設定した市町村の長は、狂犬病予防員の任命、捕獲人の指定、犬の抑留等について、必要な経費等を自ら負担することを条件に行うことができることとしております。

以上がこの法律案の趣旨でございます。(拍手)

○議長(倉田寛之君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。発言を許します。松井孝治君。

〔松井孝治君登壇、拍手〕

○松井孝治君 私は、民主党・新緑風会を代表して、構造改革特別区域法の一部を改正する法律案につきまして、関係大臣に御質問いたします。

構造改革特区が誕生して、先月二十一日で一年を迎えました。この一年で全都道府県のすべてに計三百余りの特区が誕生いたしました。これまで各省庁や業界団体の抵抗が実現することが難しかった規制改革を官邸・内閣官房主導で突破していく特区の姿勢は、意欲ある民間企業や地方自治体に声を上げる勇気を与え、評価できる点も多々あったと存じます。

しかしながら、この間、特区制度についての問題点も種々浮かび上がつてまいりました。

以下、具体的に指摘させていただきます。

第一に、特区に対する政府の姿勢の後退です。

特区法の制定時には十四あった法律事項が、昨年度の改正時には七、今回は四です。これまで、政治的決断が必要な規制改革については、官僚レベルでの折衝を飛び越えて、特区担当大臣が自ら規制所管省庁の大臣と折衝をして実現されています。

これに対し、例えば第四次認定に当たって、果たしてどの程度関係折衝が行われ、どのような成果を得たのでしょうか。今後の姿勢を含めて金子大臣の御答弁を求めます。

第二は、特区の全国展開です。

規制改革は全国で進められるのが本筋です。安全規制など慎重な検討が必要なものもあります。が、これまで特区で実現してきた規制の多くは、例えば幼稚園に入園できる年齢を満三歳から満三歳になる年の年度当初へと、平均数か月程度前倒しをする規制改革など、直ちに全国に展開しても何ら問題ないと思われるものが多数を占めます。ところが、政府は、全国展開には各省庁の自己評価が必要としており、関係省庁の多くは時間稼ぎをしていると言われています。

内閣官房主導で、安全規制など特に慎重な検討を要する規制以外の規制については、直ちに全国展開できる規制として分類し、本年中に法令改正などの所要の措置を講ずるべきだと考えますが、金子大臣の御見解はいかがでしょう。

第三に、規制改革の恩恵を受けるのは、本来、民間事業者であるはずなのに、自治体提案が大部分で民間提案が少数であることは問題です。民間のニーズの把握、案件の掘り起こし体制、政府の普及活動が問われています。

特区室は、各都道府県の職員を特区エキスパートとして配置することですが、これまで都道府県による規制や行政指導がビジネスを阻害しているのではないかという声も多く聞かれています。民間の声が直接内閣官房に届くような体制作りに向けた金子大臣の御認識を伺います。

第四に、手続上の問題があります。

農家、民宿等のいわゆるどぶろく特区についても、例えばある民宿の方のお話を聞きますと、わずかな間日本程度のどぶろく製造の特区申請にもかかわらず、紙にして八十枚以上、厚さ三センチほどの書類が求められたと伺いました。申請された方々の中でも、手続の大変さから断念された方もいらつしやるそうです。もちろん、慣れない点もあつたかと思いますが、こうしたことで民間の創意工夫を損ねることがあつてはなりません。手続面での抜本的な簡素化に向け、谷垣財務大臣と金子大臣の御見解を求めます。

第五に、根幹制度の規制の存在の問題があります。

株式会社新たに大学を運営できることになりましたが、大学設置審議会は従来どおりの教育関係者を中心とするメンバーで、教授陣や図書館の設置など、従来の基準で判断されることから、新しいニーズに極めてこたえにくい状況にあります。特区という蛇口を幾ら開いても、審議会という元栓を閉めていようなものであります。やつたふり改革と陰口をたたかれてもやむを得ない状況じゃないでしょうか。

大学設置審議会も、大学の性格に応じその委員構成を見直す、場合によっては大学設置審議会そのものの存廃を含めて全面的に見直す必要性について、河村文部科学大臣の御見解はいかがでしょう。

第六に、規制改革をしても別要因で事業が進まないことへの対応であります。

例えば、株式会社やNPOが学校を設置することとは認められましたが、私立学校には私学助成金が出るのに、株式会社やNPOの設置する学校には支援がないため、既存の私立学校と同等の条件になりません。

昨年、当院内閣委員会で、当時の鴻池大臣は、株式会社立学校ができた、NPO立学校ができた、これは当然助成すべきであると私は思いました、これはイコールフットリングで必ずやる必要

があると思います、そう鴻池大臣は答弁をされました。この点について、金子大臣、前任の大臣と同じ認識なのかどうか、金子大臣の御認識を伺います。

この点について、文部科学省は、財政措置の拡大であり、規制改革でないとして要望を門前払いしていますが、河村大臣御自身は、本年一月の衆議院予算委員会において、NPO法人に私学助成をできるかできないのか、法的な議論もあるんです、今詰めさせていた、だいておりますと答弁されています。

憲法八十九条の公の支配の問題を指されているとすれば、私自身が当院内閣委員会において内閣法制局に答弁を求めたところ、私立学校振興助成法など法律上の手当てがなされれば検討の余地がある旨の答弁を得ております。

内閣法制局解釈を受けて、文部科学省として、株式会社やNPOへの私学助成に向けて、法律改正に向けての検討状況はどのようなものなのか、また、国会における関係の前向きな答弁をも無視して、自治体や民間の提案の意欲をそぐような文部科学省の事務的回答をどのように考えるのか、河村大臣、金子大臣の御見解を伺います。

また、NPO立学校の認可に関して、不登校児や学習障害児に限るという大きな制約が付いています。例えば、今、全国にシユタイナー教育を実践しているNPO法人の学校が幾つかあり、高い実績を上げておられますが、この制限のために特区では認められませんか。何ゆえにこうした制約が付けられたのでしょうか。そもそも、学問の自由、学習権、結社の自由は憲法上保障された権利であります。二十一世紀にふさわしい人材を我が国が輩出するためには、多様な主体に基づく多様な教育が可能となるように、思い切つて学校の設立条件を緩和すべきではないですか。二点併せて河村大臣の御見解をお伺いいたします。

以上の問題に加えて、今回の政府案の具体的な内容について伺います。それは、株式会社の医療参入についての大幅な内容変更であります。そもそも、昨年二月に、政府の本部は、株式会社の医療への参入については自由診療の分野という前提と決定しています。本法案では、医療の株式会社参入が自由診療で高度な医療に限定されていますが、昨年の内閣委員会では、鴻池前大臣は、正しきは、医療の分野には株式参入、自由診療、この二つだけなんです、高度のこの字もありません、それを言うなら捏造としか言えない、その明言されました。

さらに、私の質問に対して、万が一そのように進まなくて決定どおりになかった場合にはどうするんですか、その質問に対して、その場合は、厚生労働大臣の責任である、総理が厚生労働大臣かどちらかが辞めなきゃいかぬと思いますよ、ついでに私も小さな竹光で腹切ります、その明確に答弁されました。しかし、六月に出された成案では高度な医療という言葉が盛り込まれ、本法案に至っています。

前大臣が本場でこまで言明された問題について、どのような経緯で高度な医療という内容が付け加えられたのか、政府には説明責任があります。金子大臣に明確な御答弁をいただきたいと存じます。

第二に、この法案では、株式会社病院が提供できる医療から特定療養費に係る療養が除外されています。これまで、厚生労働大臣は、混合診療の導入の是非については特定療養費制度の拡大で対応する旨答弁されており、現に高度先進医療における特定療養費制度の対象は年々拡充されています。

そのこと自体は結構なことですが、その流れの中で、株式会社病院が提供できる医療から特定療養費に係る療養が除外されると、仮に現状の前提では、株式会社が行えたはずの治療が特定療養費の対象となった途端に提供できなくなり、特区制度で株式会社病院の参入を認めても、実際に提供できる医療の範囲は極めて限定的、なおかつ不安

定なものとならざるを得ないと考えています。

ここにも、先ほどの大学のケースと同じく、蛇口を開けて元栓を閉めるという発想があるんじゃないですか。この条件で民間に果たしてニーズがあると思われていますか。金子、坂口両大臣の御認識を伺います。

また、金子大臣には、この条件に満足しておられるのか、あるいは更に厚生労働省と議論を行う余地があるとお考えなのか、御答弁願います。

第三に、株式会社病院は、高度な医療で通常の病院で提供されない医療を保険外自由診療で行うにもかかわらず、株式会社病院をいわゆる地域医療サービスの総量規制である地域医療計画の対象とするに合理的根拠はあるんでしょうか。坂口大臣の御答弁を求めます。

最後に、法案では、株式会社病院は高度医療以外、やむを得ない事情がある場合以外は医療行為を行えないことになっていますが、具体的にどのような医療行為まで許されるんでしょうか。もし、地域住民、例えば乳幼児の夜間の発熱の診療も株式会社病院が行えないとなると、当該病院に勤務する医師等は、医療法第一条の四に規定する、医師等は医療を受ける者に対し良質かつ適切な医療を行うように努めなければならないという医師の責務違反を問われることにならないのでしょうか。坂口大臣の御見解を伺います。

私は、以上のような条件で株式会社病院参入を認めるのは典型的なやつたふり改革であり、このような条件であれば、地域の患者の皆さんにとっても、医療関係者にとっても、また民間企業の参入を認めない方がまだしもまじめで真摯な態度ではないかとも思いますが、両大臣の御見解はいかがでしょう。

特区制度に関連して一つ提案がございます。

私は、昨年来、せっかく特区制度を活用して法改正を行っても、霞が関の省庁の課長クラスの運用通達で事実上参入制限が行われている事例を当

院の委員会で指摘してまいりました。法律の施行に当たっては、政省令や告示、通達といった形で、中央省庁が地域の事情を無視して画一的に解釈、運用しているという批判が全国から寄せられています。

この際、福祉、環境、町づくりといった、より住民に身近な特定分野については、自治体が法律の運用に関し、それぞれの地域の実情に合った条例を制定し、政省令の規定を代替することができるといふ趣旨の条例による政省令上書き法と地域の民意を反映させる制度を創設してはいかがでしょうか。そのような法律を策定することは、決して、地方自治体には法律の範囲内で条例を制定することができるといふ憲法九十四条に反するものではないし、法律の運用を霞が関の裁量にゆだねるのではなく、透明な民主的統制に服させるという意味でも有意義なのではないかと考えますが、金子大臣の御見解を伺います。

以上、明らかにしてまいりましたように、今回の法案の総括的印象はぬるい、その一言に尽きます。最近の特区制度の状況は、当初の政府、特に鴻池担当大臣の意気込みから大幅に後退ないし変質していると言わざるを得ません。例えば、制度創設後一年以内に一件の認定もなされないようなケースについては法律と関係制度を見直すことを義務化するなど、特区制度にもう一段の推進力を与える工夫と特区制度への情熱が必要なのではないでしょうか。今からでも金子大臣、遅くないです。いま一度特区に火を入れて、そして特区を活用して、地域から日本を変えるという運動を全国に燃え広がらせる気迫はないのか。

一番最後に金子大臣の御決意をお伺いをいたしまして、私の質問を終わります。(拍手)

(国務大臣金子一義君登壇、拍手)

○国務大臣(金子一義君) 松井委員にお答えを申し上げます。

第四次提案、特区についての関係折衝の成果、

何をやったのかと。

本院においてはもうお話しいただきましたように、鴻池前大臣先頭に立ちまして強力に進めていただきました。つい先般、特区が一周年を迎えたところであります。この四次提案でも、新たに十七の規制の特例措置が講ぜられましたし、三十三の規制改革事項が全国において実現をすることとなりました。

関係折衝の件でありますけれども、社会人等を教諭として登用するための特別免許状の授与権者、これを市町村教育委員会に追加する提案につきましては千代田区等からも具体的に出てきたんでありますけれども、これについては事務レベルでは合意に達することができませんでした。

そこで、河村文部科学大臣と大臣室で関係折衝をやりました、これについては是非やろうということとで合意に達したところでありますし、また、NPO、先ほど松井議員からも御指摘ございましたけれども、NPOの学校設立につきまして、今は対象が不登校児あるいはLDと言われる学習障害児、これが非常に限定されております。こういうものの範囲を更に拡大したいということと提案も出てまいりました。これについては、河村大臣と相談しまして、NPOのニーズを実際に聞こうと、現場の声も聞いてそしてどういふことを進めようとしているかという事実関係も知ろうということと、私と河村大臣と、三月二十六日のNPO集會に、お集まりいただきまして、出席をして、今年六月の提案と相まって検討を進めることというところで今進めさせていたるところであります。

このほかにも、関係大臣と相談しながら進めさせていたケースは、当然でありますけれどももでございます。今後とも、こういう提案について、私自ら関係閣僚とは積極的に交渉し、進めていきたいと思っております。

それからもう一つは、直ちに全国展開できるも

のを全国展開させていくべきではないかという御指摘であります。松井議員の御意見、私も全く同意見であります。

この四月から既にスタートいたしました、四月から本格的に全国展開の評価を始めさせていただきます。おおむね半年、九月までには評価をして、現地にも出掛けてもらいまして評価をして、特段の問題が生じないものにつぎましてはもう速やかに全国展開を図ることとしておりまして、スピードを持って対応をしたいと思っております。

それから、民間企業から少ないではないかというお尋ねがありました。

確かに、民間企業の方にとってみると、この仕事は地方自治体の方がやるべきことと、民間がなかなか直接やることできないという本制度への理解不足があることも事実でありました。タウンミーティング等々でこういうお話をさせていたがまだと、そういうことができるのかということと改めてお気付きいただくという状況が全国各地でございました。私どもとしては、そういう状況を踏まえて、地域再生タウンミーティングというのをこの三月以降全国で十回開かせていただきつつありますし、もう一つは、事務レベルにもなるんですけれども、全国十か所でブロックごとの説明会、あじさいキャラバン、今月末からスタートをさせていたしております。

それから、松井議員がもう既に御指摘いただきましたように、やはり地方自治体に理解者を得ること、地方自治体にこの制度がどういふものであるかというのを理解をし、各地域で広めていた人、これ、私たち、特区エキスパートと言っておりますけれども、短期あるいは中長期に東京に来ていただきまして、研修をして、そういう今申し上げたようなことができるような取組をさせていただいておるところであります。

それから、手続について非常に煩雑ではない

か、特にどぶろくの特区の例が挙げられました。確かに、どぶろく特区、日本の第一号も、税務署が非常に厚いほどの資料を要求いたしましたので、取りあえずこれ、第一年度第一号ということで、現実には農家個人が対応できずに、地元の役場、市の職員が対応したということも事実でございます。

しかし、私たちも、一回それが実現できれば後は本人ができるようななるべく簡便な方法というものを取る、酒税法との関係でございますので、どこまでということ、なるべく簡略化できるようにしていきたいというふうに進めていきたいと思っております。

それから、株式会社立学校、NPOの私学助成の件であります。

河村文部大臣からもまたあるかと思えますけれども、株式会社又はNPO法人が設立する学校につきまして既存の私立学校に対して講じられていた助成と同様の支援を行うこと、この点につきましては、学校全般についての支援をどう考えるかという政策判断と憲法の要請する公の支配との関係をどういうふうにか考えるかという点がございします。ただ、特区制度で実施した新たな参入者に既存の事業者と同様の支援を行うことについては、いわゆるイコールフットリングであります。従来型の財政措置は講じないという特区制度の趣旨に反するものではないというのが従来からの内閣官房の見解であります。私も同様の認識でございます。

私学助成に関する文部科学省での検討でございます。

株式会社、NPO法人に対して学校法人と同じく私学助成を行うことについて、憲法上の公の支配に属する前提となり、学校法人に対する規制と同様に、公の支配として必要な規制を受けることは必要と考えられるなど、法的な検討が必要であることは認識しております。このような検討事項及び学校全般についての支援をどう考えるかとい

うことについては、文部科学省において検討していただいているものと考えます。

いずれにせよ、株式会社やNPO法人の設立する学校が地域の教育ニーズに真にこたえ、特区での事業がどのようにすれば円滑に進むかなど、特区で実現した学校や今後の提案を踏まえ対応をしてみたいと思っております。

高度な医療というものを、鴻池前大臣が言明したにもかかわらず、どうして高度な医療というふうに至ったのか、その経緯を述べるとのことでお尋ねがございました。

自由診療の分野という前提で地方公共団体等からの意見を聞き、六月に成案を得まして、十五年度中に必要な措置を講ずること、昨年二月に決定した政府の対応方針ではされておりました。鴻池前大臣の答弁も、今申し上げました決定を踏まえたものと考えております。そして、その後でありますけれども、厚生労働省が成案を具体的に取りまとめましたけれども、自由診療の分野で高度な医療に限定して株式会社の医療参入を認めることが適当であると判断したものと認識しております。

これは、株式会社の参入については、株式会社の形態による経営の効率化、医療分野における国民の選択肢の拡大など、メリットが考えられる一方、衆議院での民主党の反対討論でも御指摘いただきましたように、保険財政への影響、地域医療の確保への影響、国民皆保険制度への影響など様々な懸念が指摘されているところであり、これを踏まえたものであります。

具体的に民間のニーズがところであるのかというところでございます。

具体的には、制度的に医療保険の対象とされない健康診断において利用可能なPET等の画像診断ですとか、高度な技術を用いる美容外科医療も対象となっております。また、現在既に研究開発がなされている分野、例えば脊髄損傷患者に対

する神経細胞の再生、移植、肺がんや先天性免疫不全症についての遺伝子治療等々も含まれております。このようなことから、民間のニーズは十分にあるものと考えております。

医療法の特例に定める条件に対する見解、お尋ねがありました。

今回の特区において医療分野への株式参入を認めることにより、その実績等を評価すること、自由診療、高度医療ということについても議論ができるようになるかと考えております。特区において限定的とはいえ株式会社参入を認めることで、医療の分野における株式会社参入の意義と問題点が検証できることとなり、正に規制改革の突破口としての意義があるものと考えております。

やつた改革ではないのかという点でございますが、今まで困難とされてまいりました株式会社の参入によるメリットと、それに伴う様々な懸念も踏まえ特区で実施することとしたものでありまして、規制改革の突破口としての大きな意義があるものと思っております。

上書き条例ということでもあります。

松井議員御指摘の、御提案の条例の上書き法について、その内容は詳しく承知しておりませんが、法律の一般論として申し上げます、条例が政省令に代替することと可能とするような一般的な仕組みを創設するというのであれば、我が国の法制度全体の問題として慎重な検討が必要であると考えております。

最後でございますけれども、もう一段の推進を図るべきだ、エネルギーが足らなくなっているのではないかと。決してそんなことはございません。

特区一周年で出てまいりました全国の市町村が、特区一周年で出た案件というのは宝の山である、全国各地でこれが更に使われるものと思っておりますし、更に加速させるように、私も担当大臣として全力を挙げて推進してまいりたいと思っております。

以上であります。(拍手)

(国務大臣谷垣禎一君登壇、拍手)
○国務大臣(谷垣禎一君) 松井議員にお答えいたします。

いわゆるどぶろく特区の申請が煩雑ではないかという御指摘がありました。

特区法における酒税法の特例では、酒類製造免許の要件のうち、最低製造数量基準は適用しないこととしておりますが、他の要件は満たす必要がございます。免許の申請に際してはこうした要件を確認する必要がありますが、金子国務大臣の御指摘もあり、申請者の方々の御意見等も踏まえまして、提出書類を様式化し、あるいは申請者が該当欄に定型的な文言を記入すれば足りることとする等、手続の簡素化に努めているところでございます。(拍手)

(国務大臣河村建夫君登壇、拍手)

○国務大臣(河村建夫君) 松井議員の三点の質問に対してお答えさせていただきます。

まず第一点は、大学設置・学校法人審議会についての御尋ねがございました。

大学設置の審査に当たりましては、様々な構想に対応して幅広い観点から適切な審査を行うことが重要であると考えています。このために、大学設置・学校法人審議会におきましては、産業界など大学関係者以外の委員も積極的に登用するように努めておるところでございます。また、個々の審査内容を踏まえて、必要に応じて専門委員も補充することができるようになっておりまして、柔軟に審査体制を取るといように配慮をいたしております。

今回の株式会社の設置する大学、これにつきましても、実務家を加えて審査をやって認可の答申を得たと、こういう経緯がございます。

今後とも、同審議会における適切な審査を通じて、多様な社会のニーズに対応する大学の設置が行われるように努めてまいりたいと、このように考えております。

第二点は、株式会社やNPOの設置する学校への私学助成に関する法律上の検討状況についてお尋ねがございました。

学校法人につきましては、学校教育法、私立学校法及び私立学校振興助成法、これによりまして、学校法人の解散命令など各種の監督規定が設けられております。これら三法の規定を総合的に判断すると、憲法第八十九条による公の支配に属しておるので現行の学校法人に対する助成措置は憲法上問題ない、このように理解をしておるところでございます。そこで、この今回の株式会社、NPO法人、この学校の設置に対して、この株式会社、NPO法人の特性を生かしたまま学校を設置したいという要請で今回特例措置を認めたわけでありまして、これに私学助成をするに当たっては、公の支配に属するというのを考えていかなきゃならぬと、この憲法の精神。そうすると、どうしても学校法人並みの規制を設けていくということになりますと、この三法を当てはめていくことになる、株式会社等の特性を前提として特例を認めた趣旨に反することになる。このことが非常に困難になっておるわけでございます。この問題を今、この壁を、法律との関係は突破できない状況にあるわけでありまして。

第三点は、不登校児を対象としたNPO法人の学校の設置を限定とした理由、それから学校の設立条件の緩和についてお尋ねでございました。NPO法人設立は容易でございます、学校法人に比べて公共性、継続性、安定性などやっぱり心配すべき点もあるわけでありまして。不登校児童生徒に対する教育など、一方でそういう成果を上げてきている、これは認めておるところでございます。こうした実績に着目をして、教育上特別の指導が必要な子供たちを対象とした、そうした特別の需要に応ずる教育を行うNPO法人で一定の実績を有するものについては、特区において情報公開あるいは評価やセーフ

ティネットの構築を認めた上で学校設置を認めるということにしたわけでありまして、学校は公共性、継続性、安定性、これはやっぱり大事でありますから、その設置主体はあくまでも学校法人が基本となるわけでありまして、学校の設立条件の緩和につきましては、これまでも小中学校設置の基準の制定、あるいは高等学校の設置基準の改定ということで配慮してまいりました。

また、文部科学省といたしまして、今、多様なニーズに応じた学校教育の充実を図るという観点がございます。学校の設置を目指しておられますNPO法人に対しても、特区室ともヒアリングを行うなど、先ほど金子大臣、答弁の中でおっしゃっていましたが、私もそれに参加いたしました。したが、学校の設置に対して具体的にどのような点が更に障害になっているか検討を進めておるところでございます。

以上でございます。(拍手)

(国務大臣坂口力君登壇、拍手)

○国務大臣(坂口力君) 松井議員にお答えを申し上げたいと存じます。

総論的なことは最後にお答え申し上げるとしまして、具体的な問題、四点お示しをいたさしたもので、そこを先に御説明申し上げたいと存じます。

医療分野における株式会社等の参入につきまして二、三がないのではないかとお尋ねでございました。

今回の特区におきます株式会社等の病院の開設につきましては、医療保険財政への影響の懸念を踏まえつつ、また、株式会社のメリットとされておりまして資金調達能力でありますとか研究開発意欲を活用する、こういった観点から、自由診療による高度な医療の提供を条件としたわけでございます。

株式会社等の参入を認める高度な医療の範囲につきましては、一般の保険診療と併せて御指摘の医

療保険における高度先進医療を除外いたしております。しかし、株式会社等の病院の開設後に、この高度な医療が特定療養費など医療保険の給付対象となりまして、特区で既に開設されております株式会社等の病院におきましては開設許可を取り消すというふうなものではございませんで、ここはその取扱いにつきましては都道府県知事の判断にゆだねておるところでございます。

高度な医療には、健康診断でも利用できます、先ほどお話がありましたPET等の画像診断や高度な技術を用いる美容外科医療といったこともその中には含まれております。

それから、特区の株式会社等の病院の医療計画の問題、御指摘をいただきました。

医療計画につきましては、都道府県がそれぞれの地域におきます医療を提供する体制の確保に關しまして定めるものでございます。これは地域ごとに必要なベッド数を定めておまして、ベッド数が過剰となつていく地域では病院の新規の開設等をしないよう勧告することになっておられます。病院が不足している地域での病院の開設等を促進をして、医療機関の地域的な偏在をできるだけ防ぐとするものでございまして、保険外自由診療であります医療におきましてその対象となると、ここはお許しをいただきたいというふうに思っております。

それから、この株式会社等の病院等におきまして、高度医療以外の医療の提供を禁止することは医療法に違反するのではないかと御指摘がございました。

今回の特区法の改正案では、株式会社等の病院等が提供する医療は、原則として高度医療に限定をいたしております。高度医療以外の医療の提供は禁止しているところでございますが、しかし、一方、診療上やむを得ない事由があると認められる場合におきましては、例外的に高度医療以外の医療を提供する旨、規定しているところでござ

ございます。

したがって、先ほどのお話ございましたお子さんの場合の問題でありますとか、患者の急に重篤な状態になるといったような場合が生じたときには、それは高度医療以外の医療を提供することができるということになっておりますので、ここは御理解をいただけるものというふうに思っております。

それから、最後に、これはやったふりではないかというお話でございましたが、これはやるからには効果のあるものにならなければならないと考えております。

医療法人で十分効果を上げているところに株式会社を更にする必要はないと思いますが、しかし、株式会社でなければできない分野というのは、これはあるわけでありまして、そこをしっかりとやりたいというふうな思っております。鴻池前大臣のお話も、やるからには効果のあるものになれと、こういうお話であったというふうな思っておりますので、肝に銘じてやりたいと思っております。(拍手)

○議長(倉田寛之君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(倉田寛之君) 日程第二 薬剤師法の一部を改正する法律案(内閣提出)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。厚生労働委員長 長岡正幸君。

(審査報告書及び議案は本号末尾に掲載)

(国井正幸君登壇、拍手)

○国井正幸君 ただいま議題となりました法律案につきまして、厚生労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

平成十六年五月十四日 参議院會議録第二十一号

建築物の安全性及び市街地の防災機能の確保等を図るための建築基準法等の一部を改正する法律案外一件 学校教育法等の一部を改正する法律案

六

本法律案は、医療の高度化、医業分業の進展等に対応して、医療の担い手としての役割がより一層求められている薬剤師の資質の向上を図るため、国家試験の受験資格を修業年限六年の薬学の課程を修めて卒業した者に与えることとするものであります。

委員会におきましては、修業年限の延長が医療の質の向上に及ぼす効果、生涯研修の充実の必要性、病院における薬剤師の位置付け等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されており、御報告申し上げます。(拍手)

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(倉田寛之君) これより採決をいたします。本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕
○議長(倉田寛之君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕
○議長(倉田寛之君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 百七十九
賛成 百七十九
反対 ○
よつて、本案は全会一致をもつて可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(倉田寛之君) 日程第三 建築物の安全性及び市街地の防災機能の確保等を図るための建築基準法等の一部を改正する法律案
日程第四 不動産取引の円滑化のための地価公示法及び不動産の鑑定評価に関する法律の一部を改正する法律案
(いずれも内閣提出)

以上両案を一括して議題といたします。
まず、委員長の報告を求めます。国土交通委員長奥石東君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔奥石東君登壇、拍手〕

○奥石東君 た、いま議題となりました二法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、建築物の安全性及び市街地の防災機能の確保等を図るための建築基準法等の一部を改正する法律案は、建築物に係る報告、検査等の制度の充実及び強化、危険又は有害となるおそれのある既存不適格建築物に対する勧告及び是正命令制度の創設等所要の措置を講じようとするものであります。

次に、不動産取引の円滑化のための地価公示法及び不動産の鑑定評価に関する法律の一部を改正する法律案は、地価公示の対象区域の拡大、不動産鑑定士等の行う業務の適正な遂行を確保するための規定の整備、不動産鑑定士の資格取得制度の簡素合理化等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、二法律案を一括して議題とし、既存不適格建築物の耐震化等による安全性の向上、違反建築物の是正対策と定期報告制度の充実、特例容積率適用地区の導入による影響、地価公示制度の現状と今後の在り方、不動産鑑定士資格取得制度の見直しと人材の確保方策その他

について質疑が行われましたが、詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましてところ、日本共産党を代表し大沢委員より建築物の安全性及び市街地の防災機能の確保等を図るための建築基準法等の一部を改正する法律案に反対する旨の意見が述べられました。

次いで、順次採決の結果、建築物の安全性及び市街地の防災機能の確保等を図るための建築基準法等の一部を改正する法律案は多数をもつて、不動産取引の円滑化のための地価公示法及び不動産の鑑定評価に関する法律の一部を改正する法律案は全会一致をもつて、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、二法律案に対しそれぞれ附帯決議が付されており、御報告申し上げます。(拍手)

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(倉田寛之君) これより採決をいたします。まず、建築物の安全性及び市街地の防災機能の確保等を図るための建築基準法等の一部を改正する法律案の採決をいたします。

本会の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕
○議長(倉田寛之君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕
○議長(倉田寛之君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 百八十
賛成 百六十一
反対 十九
よつて、本案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(倉田寛之君) 次に、不動産取引の円滑化のための地価公示法及び不動産の鑑定評価に関する法律の一部を改正する法律案の採決をいたします。本会の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕
○議長(倉田寛之君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕
○議長(倉田寛之君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 百七十九
賛成 百七十九
反対 ○
よつて、本案は全会一致をもつて可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(倉田寛之君) 日程第五 学校教育法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。文教科科学委員長北岡秀二君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔北岡秀二君登壇、拍手〕

○北岡秀二君 た、いま議題となりました法律案につきまして、文教科科学委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、学校における栄養指導の充実等を図るため、栄養教諭の制度を創設し、栄養教諭を小中学校等に置くことができることとするとともに、その職務、免許、給与費の負担等について定

めるほか、医療技術の高度化等に対応するため、大学の薬学を履修する課程のうち、薬剤師養成を目的とするものの修業年限を六年に延長しようとするものであります。

委員会におきましては、参考人から意見を聴取するとともに、栄養教諭に期待される役割、栄養教諭の養成と定数拡充の必要性、薬剤師に求められる能力と養成の在り方、実務実習の長期化に伴う受入れ体制の整備等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対して附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長(倉田寛之君) これより採決をいたしま
す。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

○議長（倉田寛之君）間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕
○議長（倉田寛之君） 投票の結果を報告いたします。

投票總數	百七十九
贊成	百七十九
反對	○

よつて、本案は全会一致をもつて可決されました。（拍手）

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長（倉田寛之君） 本日はこれにて散会いたします。

午前十時五十九分散會

出席者は左のとおり。

議員	議長	倉田 寛之君
	副議長	本岡 昭次君

岩本 莊太郎	山本 香苗君	千葉 国男君	山本 正和君	弘友 和夫君	有村 治子君	渡辺 孝男君	岩永 浩美君	大野つや子君	魚住裕一郎君	国井 正幸君	山本 一太君	森本 晃司君	山口那津男君	佐藤 泰三君	続 訓弘君	草川 昭三君	田中 直紀君	中島 啓雄君	山下 英利君	福島啓史郎君	舛添 要一君	加治屋義人君	大仁田 厚君	小斉平敏文君	小林 温君	吉田 博美君	中原 爽君
福本 潤一君	遠山 清彦君	後藤 博子君	高野 博師君	小泉 顕雄君	椎名 素夫君	山本 保君	阿南 一成君	松 あきら君	山崎 力君	田浦 直君	日笠 勝之君	木庭健太郎君	狩野 安君	浜四津敏子君	鶴岡 洋君	扇 千景君	森元 恒雄君	世耕 弘成君	野上浩太郎君	藤井 基之君	田村耕太郎君	入澤 肇君	脇 雅史君	有馬 朗人君	松山 政司君	金田 勝年君	谷川 秀善君

北岡	秀二君	景山俊太郎君	三浦	一水君	溝手	顯正君	市川	一朗君	清水	達雄君	宮崎	秀樹君	尾辻	秀久君	清水嘉与子君	若林	正俊君	久世	公堯君	佐々木知子君	齊藤	滋宣君	高橋紀世子君	西川きよし君	森田	次夫君	柏村	武昭君	岸	宏一君	常田	享詳君	松村	龍二君	太田	豊秋君	野間	越君	魚住	汎英君	矢野	哲朗君	真鍋	賢二君	陣内	孝雄君	山東	昭子君	斎藤	十朗君	榎葉賀津也君	若林	秀樹君	辻	泰弘君	松井	孝治君	谷林	正昭君	高橋	千秋君	山根	隆治君	高嶋	良充君	郡司	彰君	堀	利和君	櫻井	充君
----	-----	--------	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	--------	----	-----	----	-----	--------	----	-----	--------	--------	----	-----	----	-----	---	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	--------	----	-----	---	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	-----	----	----	---	-----	----	----

内閣府副大臣	副大臣
谷博之君 大淵絹子君 岡崎トミ子君 榊瀬進君 西岡武夫君 山下八洲夫君 小林元君 樋口俊一君 小林美恵子君 鈴木寛君 小泉親司君 池口修次君 大沢辰美君 西山登紀子君 畑野君枝君 田英夫君 朝日俊弘君 広野ただし君 大門実紀史君 羽田雄一郎君 長谷川清君 富樫練三君 小池晃君 藁科満治君 齋藤勁君 角田義一君 吉岡古典君	円より子君 千葉景子君 松岡滿壽男君 奥石東君 平田健二君 広中和歌子君 勝木健司君 今泉昭君 宮本岳志君 又市征治君 八田ひろ子君 大田昌秀君 大江康弘君 井上美代君 林紀子君 紙智子君 伊藤基隆君 小川勝也君 井上哲士君 池田幹幸君 柳田稔君 平野貞夫君 岩佐恵美君 山本孝史君 田村秀昭君 和田ひろ子君 吉川春子君 緒方靖夫君
財務大臣	國務大臣
谷垣禎一君 河村建夫君 坂口力君 石原伸晃君 金子一義君	文部科学大臣 厚生労働大臣 国土交通大臣 國務大臣
佐藤剛男君	

議長の報告事項

一昨十二日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

中島 真人君

補欠

柏村 武昭君

国会法第四十二
条第二項ただし
書の規定による
もの

総務委員

辞任

藤野 公孝君

補欠

野沢 太三君

樋口 俊一君

高橋 千秋君

内藤 正光君

山根 隆治君

辞任

高橋 千秋君

樋口 俊一君

法務委員

辞任

荒井 正吾君

補欠

加治屋義人君

国会法第四十二
条第二項ただし
書の規定による
もの

国会法第四十二
条第三項の規定
によるもの

小林 温君

佐藤 雄平君

野上浩太郎君

榎葉賀津也君

松 あきら君

荒木 清寛君

財政金融委員

辞任

野上浩太郎君

補欠

月原 茂皓君

内藤 正光君

山根 隆治君

浅尾慶一郎君

山口那津男君

平野 達男君

山下 栄一君

文教科学委員

辞任

谷 博之君

補欠

柳田 稔君

厚生労働委員

辞任

浅尾慶一郎君

補欠

平野 達男君

農林水産委員

辞任

柳田 稔君

補欠

谷 博之君

経済産業委員

辞任

小川 勝也君

補欠

福山 哲郎君

国土交通委員

辞任

月原 茂皓君

補欠

小林 温君

財政金融委員

辞任

補欠

月原 茂皓君

野上浩太郎君

浅尾慶一郎君

平野 達男君

山口那津男君

森本 晃司君

池田 幹幸君

市田 忠義君

文教科学委員

辞任

補欠

佐藤 泰介君

岡崎トミ子君

柳田 稔君

谷 博之君

厚生労働委員

辞任

補欠

大脇 雅子君

若林 秀樹君

谷 博之君

柳田 稔君

平野 達男君

浅尾慶一郎君

山本 孝史君

小林 元君

風間 昶君

渡辺 孝男君

農林水産委員

辞任

補欠

福山 哲郎君

堀 利和君

市田 忠義君

池田 幹幸君

国土交通委員

辞任

補欠

佐藤 雄平君

岩本 司君

森本 晃司君

山口那津男君

環境委員

辞任

補欠

小泉 顕雄君

野間 昶君

小川 勝也君

福山 哲郎君

小林 元君

山本 孝史君

渡辺 孝男君

風間 昶君

予算委員

辞任

補欠

愛知 治郎君

小野 清子君

決算委員

辞任

補欠

荒井 正吾君

加治屋義人君

中島 真人君

柏村 武昭君

柳田 稔君

平野 貞夫君

和田ひろ子君

櫻井 充君

小林美恵子君

大沢 辰美君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

金融問題及び経済活性化に関する特別委員

辞任

補欠

浅尾慶一郎君

池口 修次君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

内閣委員会

理事 西銘順志郎君 (西銘順志郎君の補欠)

理事 吉川 春子君 (吉川春子君の補欠)

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。

障害者基本法の一部を改正する法律案(内閣委員提出)(衆第三十七号)

消費者保護基本法の一部を改正する法律案(内閣委員提出)(衆第三十八号)

同日委員長から次の報告書が提出された。

薬剤師法の一部を改正する法律案(閣法第九七号)審査報告書

建築物の安全性及び市街地の防災機能の確保等を図るための建築基準法等の一部を改正する法律案(閣法第七八号)審査報告書

不動産取引の円滑化のための地価公示法及び不動産の鑑定評価に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第七九号)審査報告書

学校教育法等の一部を改正する法律案(閣法第八六号)審査報告書

同日議長は、次の委員派遣承認要求を承認した。

委員派遣承認要求書

一、目的 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律案(閣法第六七号)、刑事訴訟法等の一部を改正する法律案(閣法第六八号)及び総合法律支援法案(閣法第六九号)の審査に資するため

め、現地において意見を聴取する。

一、派遣委員

第一班 山本 保 吉田 博美

第二班 角田 義一 井上 哲士

第三班 松村 龍二 木庭健太郎

第四班 小泉 顕雄 陣内 孝雄

第五班 江田 五月 樋口 俊一

一、派遣地

第一班 宮城県

第二班 大阪府

一、期間 両班とも五月十七日 一日間

二、費用 概算二六七、七八〇円

右のとおり議決した。よって参議院規則第百八十条の二により承認を求めます。

平成十六年五月十三日

参議院議長 倉田 寛之殿

法務委員長 山本 保

厚生労働委員長 国井 正幸

参議院議長 倉田 寛之殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、医療の高度化、医薬分業の進展等、薬剤師を取り巻く環境が変化している中で、医療の担い手としての役割を果たすことがより一層求められている薬剤師の資質の向上を図るため、薬剤師国家試験の受験資格の見直しを行うものであり、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、特に費用を要しない。

附帯決議

政府は、次の事項について、適切な措置を講ずるべきである。

一、医療の担い手にふさわしい質の高い薬剤師を養成するという今回の法改正の趣旨にかんがみ、薬学教育における実務実習の充実を図るため、病院、薬局等における受入体制を確保するとともに、実務実習の指導に当たる薬剤師を早急に養成すること。

二、薬剤師国家試験受験資格の経過措置については、受験者が混乱しないよう、その周知徹底に努めること。

三、新制度移行前の薬学教育を履修して薬剤師となった者についても、近年の医療技術の高度化、医薬品の適正使用の推進等の社会的要請にこたえるため、卒後教育の一環として実務研修の充実・改善を図ること。

四、医療の担い手としての薬剤師の資質の向上を図るための取組と併せて、患者からの信頼が得られるよう、薬剤師免許の取消し等の行政処分を厳正かつ公正に行うための仕組みについて検討を行うこと。

五、地域における医薬品の適正使用を進めるため、面としての医薬分業の推進及び「かかりつけ薬局」の普及を図るとともに、利用者の積極的な活用が図られるよう、情報の提供、啓発等に努めること。

六、医療機関等における医薬品に関連した医療事故を防止するため、薬剤師による薬歴管理を通じて薬剤管理の促進を図る等、医療機関における薬剤師の役割の明確化及びそのための環境整備を進めるとともに、製品情報のコード表示化、データベース化、医療機関等における情報通信

技術の活用等の事故防止策の普及を進めること。
右決議する。

薬剤師法の一部を改正する法律案

国会に提出する。

平成十六年三月八日

内閣総理大臣 小泉純一郎

薬剤師法の一部を改正する法律案

薬剤師法(昭和三十五年法律第百四十六号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一号中「(短期大学を除く。)」を削り、「課程」の下に「(同法第五十五条第二項に規定するものに限る。)」を加える。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 次の各号のいずれかに該当する者は、この法律による改正後の薬剤師法(以下「新薬剤師法」という。第十五条の規定にかかわらず、薬剤師国家試験を受けることができる。

一 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の薬剤師法(以下「旧薬剤師法」という。第十五条各号のいずれかに該当する者

二 この法律の施行の日(以下「施行日」という。前に学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に基づく大学(短期大学を除く。以下同じ。))に在学し、施行日以後に旧薬剤師法第十五条第一号に規定する要件に該当することとなった者(施行日以後に学校教育法に基づく大学に入学し、当該大学において、薬学の正規の課程(学校教育法等の一部を改正する

法律(平成十六年法律第 号)第一条の規定による改正後の学校教育法(以下「新学校教育法」という。第五十五条第二項に規定するものを除く。))を修めて卒業した者を除く。)

2 外国の薬学校を卒業し、又は外国の薬剤師免許を受けた者に関する新薬剤師法第十五条第二号の規定の適用については、施行日以後六年間は、同号中「前号に掲げる者」とあるのは、「薬剤師法の一部を改正する法律(平成十六年法律第 号)による改正前の薬剤師法第十五条第一号に掲げる者」とする。

第三条 施行日の属する年度から平成二十九年度までの間に学校教育法に基づく大学に入学し、薬学の正規の課程(新学校教育法第五十五条第二項に規定するものを除く。))を修めて卒業し、かつ、学校教育法に基づく大学院において薬学の修士又は博士の課程を修了した者であつて、厚生労働大臣が、厚生労働省令で定めるところにより新薬剤師法第十五条第一号に掲げる者と同等以上の学力及び技能を有すると認定したものは、新薬剤師法第十五条の規定にかかわらず、薬剤師国家試験を受けることができる。

審査報告書

建築物の安全性及び市街地の防災機能の確保等を図るための建築基準法等の一部を改正する法律案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成十六年五月十三日

国土交通委員長 興石 東

参議院議長 倉田 寛之殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、建築物の安全性及び市街地の防災機能の確保等を図るため、建築物に係る報

告、検査等の制度の充実及び強化、危険又は有害となるおそれのある既存不適格建築物に対する勧告及び是正命令制度の創設、既存不適格建築物に関する規制の合理化、防災街区整備事業の推進のための支援措置の拡充等の措置を講じようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一、個人住宅の耐震化をはじめとする既存建築物の安全・衛生に係る性能の確保を早期に促進するため、簡易・安価な診断・改修手法の開発、補助・融資・税制等支援制度の普及・充実を図るとともに、住宅所有者等が信頼して利用できる総合的な相談体制の整備等に努めること。

二、著しく危険又は有害となるおそれがある既存不適格建築物に対する勧告及び是正命令制度の創設に当たっては、適時適切に勧告及び是正命令が行われるよう、具体的な勧告基準、是正命令基準を定めるとともに、特定行政庁に対し必要な助言・援助等を行うこと。

三、不特定又は多数の者が利用する建築物の定期報告制度については、未だ多くの建築物において定期報告がなされていない状況にあることから、定期報告率の向上と実施内容の充実に努めること。

また、建築物の利用者が定期報告の有無等につきチェックできる仕組み、定期報告を怠っている悪質な所有者等に関する情報公表制度等を早急に検討すること。

を図るとともに、消防・警察部局、NPO等と連携しつつ、違反建築物の把握とその是正のための対策が確実に行われるように努めること。

五、特例容積率適用地区制度については、近隣紛争の発生を防止し、良好な街なみや都市景観を維持するため、地域住民の意見が十分に反映されるよう、特段の配慮をすること。

六、二以上の工事に分けて行う既存不適格建築物の増築等に関しては、全体計画の達成が一定期間内に確実に行われるよう、特段の配慮をすること。

七、自動回転扉等については、国民が安心して利用できるよう、その安全性の確保に十分留意し、安全基準及び管理体制の一層の整備に努めること。

右決議する。

建築物の安全性及び市街地の防災機能の確保等を図るための建築基準法等の一部を改正する法律案

国会に提出する。

平成十六年三月三日

内閣総理大臣 小泉純一郎

建築物の安全性及び市街地の防災機能の確保等を図るための建築基準法等の一部を改正する法律案

建築物の安全性及び市街地の防災機能の確保等を図るための建築基準法等の一部を改正する法律

(建築基準法の一部改正)

第一条 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)の一部を次のように改正する。

目次中「第百三条」を「第百五条」に改める。

第二条第二十一号中「(特定用途制限地域)」の下に「(特例容積率適用地区)」を加える。

第三条第二項中「基く」を「基づく」に改め、同条第三項第二号中「第七項」を「第八項」に、「第六項」を「第七項」に改める。

第十条の見出しを「保安上危険な建築物等に対する措置」に改め、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項中「特定行政庁」を「前項の規定による場合のほか、特定行政庁」に、「建築設備」を「建築設備（いずれも）に、「基く」を「基づく」に、「受けないが」、「受けないものに限る。」が「に、「つけて」を「付けて」に改め、同項を同条第三項とし、同項の前に次の二項を加える。

特定行政庁は、第六条第一項第一号に掲げる建築物その他政令で定める建築物の敷地、構造又は建築設備（いずれも）第三項第二項の規定により第二章の規定又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用を受けないものに限る。について、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となり、又は著しく衛生上有害となるおそれがあると認める場合においては、当該建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用中止、使用制限その他保安上又は衛生上必要な措置をとることを勧告することができる。

2 特定行政庁は、前項の勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において、特に必要があると認めるときは、その者に對し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。

第十一条第一項中「用途が」を「用途（いずれも）」に改め、「第三条第二項」の下に「（第八十六条の九第一項において準用する場合を含む。）」を加え、「基く」を「基づく」に、「受けないが」

を「受けないものに限る。」が「に、「つけて」を「付けて」に改める。

第十二条第一項中「次項」を「第三項」に改め、「その状況を」を削り、「調査させて」を「その状況の調査（当該建築物の敷地及び構造についての損傷、腐食その他の劣化の状況の点検を含み、当該建築物の建築設備についての第三項の検査を除く。）をさせて」に改め、同条第六項を同条第八項とし、同条第五項を同条第七項とし、同条第四項中「若しくは特定行政庁」を「又は特定行政庁」に、「吏員が」を「吏員にあつては」に、「前条第一項若しくは」を「から第三項まで、前条第一項又は」に、「による確認、通知、検査、命令若しくは公示をしようとする場合又は建築監視員が」を「の施行に必要な限度において、建築監視員にあつては」に、「による命令をしようとする場合においては」を「の施行に必要な限度においては」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「建築物若しくは建築物の敷地の所有者、管理者若しくは占有者、建築主、設計者、工事監理者若しくは工事施工者又は第七十七条の二十一第一項の指定確認検査機関」を「次に掲げる者」に改め、同項に次の各号を加える。

一 建築物若しくは建築物の敷地の所有者、管理者若しくは占有者、建築主、設計者、工事監理者又は工事施工者

二 第一項の調査、第二項若しくは前項の点検又は第三項の検査をした一級建築士若しくは二級建築士又は第一項若しくは第三項の資格を有する者

三 第七十七条の二十一第一項の指定確認検査機関

第十二条第三項を同条第五項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「の検査を受け」を「に検査（当該建築設備についての損傷、腐食その他の劣化の状況の点検を含む。）をさせて」に

改め、同項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4 国の機関の長等は、国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物の昇降機及び国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物（第六条第一項第一号に掲げる建築物その他第一項の政令で定める建築物に限る。）の昇降機以外の建築設備について、国土交通省令で定めるところにより、定期に、一級建築士若しくは二級建築士又は前項の資格を有する者に、損傷、腐食その他の劣化の状況の点検をさせなければならない。

第十二条第一項の次に次の一項を加える。

2 国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物（第六条第一項第一号に掲げる建築物その他前項の政令で定める建築物に限る。）の管理者である国、都道府県若しくは市町村の機関の長又はその委任を受けた者（以下この章において「国の機関の長等」という。）は、当該建築物の敷地及び構造について、国土交通省令で定めるところにより、定期に、一級建築士若しくは二級建築士又は同項の資格を有する者に、損傷、腐食その他の劣化の状況の点検をさせなければならない。

第十三条中「前条第四項」を「前条第六項」に改める。

第十八条第二項中「国、都道府県若しくは市町村の機関の長又はその委任を受けた者（以下この条において「国の機関の長等」という。）を「国の機関の長等」に改め、同条第十四項中「第十條第一項」の下に「若しくは第三項」を加え、「機関の長」を「国の機関の長等」に、「採るべき」を「とるべき」に改める。

第四十三条第一項中「次条第一項」を「第四十四条第一項」に改め、同項第二号中「（次条第一項）を（第四十四条第一項第三号）に、」を「次条第一項」を「同号」に改める。

第五十一条中「その他の」を「その他政令で定める」に改める。

第五十二条第二項中「第十一項」を「第十二項」に改め、同条第三項中「第六項、第十一項及び第十三項、第五十二条の二第三項第二号、第五十二条の三第二項」を「第七項、第十二項及び第十四項、第五十七条の二第三項第二号、第五十七条の三第二項」に、「第五項」を「第六項」に改め、「ものの住宅の用途に供する部分」の下に「（共同住宅の共用の廊下又は階段の用に供する部分を除く。以下この項において同じ。）」を加え、同条第十四項中「第九項、第十項」を「第十項、第十一項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十三項中「第八項まで」を「第九項まで」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十二項を同条第十三項とし、同条第十一項中「第六項まで及び第八項」を「第七項まで及び第九項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十項中「第六項まで及び第八項」を「第七項まで及び第九項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項中「第六項まで」を「第七項まで」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項中「第六項まで」を「第七項まで」に、「第八項」を「第九項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「第十一項及び第十三項、第五十二条の二第三項第二号、第五十二条の三第二項」を「第十二項及び第十四項、第五十七条の二第三項第二号、第五十七条の三第二項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 地方公共団体は、土地の状況等により必要と認める場合においては、前項の規定にかかわらず、政令で定める基準に従い、条例で、区域を限り、第三項の地盤面を別に定めることができる。

第五十二条の二及び第五十二条の三を削る。

第五十七条の二を第五十七条の五とし、第五十七条の次に次の三条を加える。

(特例容積率適用地区内における建築物の容積率の特例)

第五十七条の二 特例容積率適用地区内の二以上の敷地(建築物の敷地となるべき土地及び当該特例容積率適用地区の内外にわたる敷地であつてその過半が当該特例容積率適用地区に属するものを含む。以下この項において同じ。)に係る土地について所有権若しくは建築物の所有を目的とする地上権若しくは賃借権(臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。以下「借地権」という。)を有する者又はこれらの者の同意を得た者は、一人で、又は数人が共同して、特定行政庁に対し、国土交通省令で定めるところにより、当該二以上の敷地(以下この条及び次条において「特例敷地」という。)のそれぞれに適用される特別の容積率(以下この条及び第六十条の二第四項において「特例容積率」という。)の限度の指定を申請することができる。

2 前項の規定による申請をしようとする者は、申請者及び同項の規定による同意をした者以外に当該申請に係る特例敷地について政令で定める利害関係を有する者があるときは、あらかじめ、これらの者の同意を得なければならない。

3 特定行政庁は、第一項の規定による申請が次の各号に掲げる要件のいずれにも該当すると認めるときは、当該申請に基づき、特例敷地のそれぞれに適用される特例容積率の限度を指定するものとする。

一 申請に係るそれぞれの特例敷地の敷地面積に申請に係るそれぞれの特例容積率の限度を乗じて得た数値の合計が、当該それぞれの特例敷地の敷地面積に第五十二条第一

項各号(第五号を除く。以下この号において同じ。)の規定によるそれぞれの建築物の容積率(当該特例敷地について現に次項の規定により特例容積率の限度が公告されているときは、当該特例容積率。以下この号において「基準容積率」という。)の限度を乗じて得た数値の合計以下であること。この場合において、当該それぞれの特例敷地が基準容積率に関する制限を受ける地域又は区域の二以上にわたるときは当該基準容積率の限度は、同条第一項各号の規定による当該各地域又は区域内の建築物の容積率の限度にその特例敷地の当該地域又は区域内にある各部分の面積の敷地面積に対する割合を乗じて得たものの合計とする。

二 申請に係るそれぞれの特例容積率の限度が、申請に係るそれぞれの特例敷地内に現に存する建築物の容積率又は現に建築の工事中の建築物の計画上の容積率以上であること。

三 申請に係るそれぞれの特例容積率の限度が、申請に係るそれぞれの特例敷地における建築物の利用上の必要性、周囲の状況等を考慮して、当該それぞれの特例敷地にふさわしい容積を備えた建築物が建築されることにより当該それぞれの特例敷地の土地が適正かつ合理的な利用形態となるよう定められていること。この場合において、申請に係る特例容積率の限度のうち第五十二条第一項及び第三項から第八項までの規定による限度を超えるものにあつては、当該特例容積率の限度に適合して建築される建築物が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないものとなるよう定められていること。

4 特定行政庁は、前項の規定による指定をしたときは、遅滞なく、特例容積率の限度、特

例敷地の位置その他国土交通省令で定める事項を公告するとともに、国土交通省令で定める事項を表示した図書をその事務所に備えて、一般の縦覧に供さなければならない。

5 第三項の規定による指定は、前項の規定による公告によつて、その効力を生ずる。

6 第四項の規定により特例容積率の限度が公告されたときは、当該特例敷地内の建築物については、当該特例容積率の限度を第五十二条第一項各号に掲げる数値とみなして、同条の規定を適用する。

7 第四項の規定により公告された特例敷地のいずれかについて第一項の規定による申請があつた場合において、特定行政庁が当該申請に係る第三項の指定(以下この項において「新規指定」という。)をしたときは、当該特例敷地についての第三項の規定による従前の指定は、新規指定に係る第四項の規定による公告があつた日から将来に向かつて、その効力を失う。

(指定の取消し)

第五十七条の三 前条第四項の規定により公告された特例敷地である土地について所有権又は借地権を有する者は、その全員の合意により、同条第三項の指定の取消しを特定行政庁に申請することができる。この場合において、あらかじめ、当該特例敷地について政令で定める利害関係を有する者の同意を得なければならない。

2 前項の規定による申請を受けた特定行政庁は、当該申請に係るそれぞれの特例敷地内に現に存する建築物の容積率又は現に建築の工事中の建築物の計画上の容積率が第五十二条第一項から第九項までの規定による限度以下であるとき、その他当該建築物の構造が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるときは、当該申請に係る指定を取り消

すものとする。

3 特定行政庁は、前項の規定による取消しをしたときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

4 第二項の規定による取消しは、前項の規定による公告によつて、その効力を生ずる。

5 前二項に定めるもののほか、第二項の規定による指定の取消しについて必要な事項は、国土交通省令で定める。

(特例容積率適用地区内における建築物の高さの限度)

第五十七条の四 特例容積率適用地区内においては、建築物の高さは、特例容積率適用地区に関する都市計画において建築物の高さの最高限度が定められたときは、当該最高限度以下でなければならない。ただし、特定行政庁が用途上又は構造上やむを得ないと認めて許可したものについては、この限りでない。

2 第四十四条第二項の規定は、前項ただし書の規定による許可をする場合に準用する。

第五十九条の二 第一項中「第八項まで、第五十二条の二第六項」を「第九項まで」とし、「又は第五十六条」を「第五十六条又は第五十七条の二第六項」に改める。

第六十条の二 第四項中「数値」の下に「(第五十七条の二第六項の規定により当該数値とみなされる特例容積率の限度の数値を含む。)」を加え、「同条」を「第五十二条」に改め、同条第五項中「第五十六条の下に、第五十七条の四」を加える。

第六十八条の五の三中、「同条」の下に「(第八項を除く。)」を加える。

第六十八条の五の五中「第五十七条の二第一項」を「第五十七条の五第一項」に改める。

第六十八条の七第五項中「同条第六項まで及び第八項」を「同条第七項まで及び第九項」に改める。

第六十八條の八中「第五十二條第六項、第十三項及び第十四項」を「第五十二條第七項、第十四項及び第十五項」に改める。

第八十五條第二項中「及び第二項」を「から第四項まで」に、「第三十六條中」を「第三十六條」に、「に」に関する部分」を「に係る部分に限る。」に、「並びに第四十條」を「及び第四十條」に改め、同条第三項中「こえて」を「超えて」に改め、「場合においては」の下に「その超えることとなる日前に」を加え、同項後段を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該許可の申請をした場合において、その超えることとなる日前に当該申請に対する処分がされないときは、当該処分がされるまでの間は、なお当該建築物を存続することができる。

第八十五條第四項中「及び第二項」を「から第四項まで」に、「並びに第三十五條の三」を「及び第三十五條の三」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 特定行政庁は、前項の許可の申請があつた場合において、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるときは、二年以内の期間を限つて、その許可をすることが出来る。

第八十六條の見出しを「一の敷地とみなすこと等による制限の緩和」に改め、同条第一項中「二団地」を「建築物の敷地又は建築物の敷地以外の土地で二以上のものが一団地を形成している場合において、当該一団地」に、「二以上の構えを成す建築物で」を「以下この項、第六項及び第七項において同じ」内に建築される一又は二以上の構えを成す建築物（二以上の構えを成すものにあつては、「に」に改め、「建築されるもの」の下に「に限る。以下この項及び第三項において「一又は二以上の建築物」という。）を加え、「その各建築物」を「当該一又は二以上の建築物」に、「第十三項まで、第五十二條の二、第

五十二條の三第一項から第四項まで」を「第十四項まで」に改め、「第五十六條の二第一項から第三項まで」の下に「第五十七條の二、第五十七條の三第一項から第四項まで」を加え、「これらの建築物は、同一敷地内にあるもの」を「当該一団地を当該一又は二以上の建築物の一の敷地」に改め、同条第二項中「限る」の下に「以下この項及び第六項において同じ」を加え、「これらの建築物は、同一敷地内にあるもの」を「当該一定の一団の土地の区域をこれらの建築物の一の敷地」に改め、同条第三項中「政令で定める空地」を「建築物の敷地又は建築物の敷地以外の土地で二以上のものが、政令で定める空地」に改め、「一団地」の下に「を形成している空地」において、当該一団地を加え、「二以上の構えを成す建築物で総合的設計によつて建築されるもの」を「以下この項、第六項、第七項及び次

条第八項において同じ」内に建築される一又は二以上の建築物」に、「各建築物」を「当該一又は二以上の建築物」に、「これらの建築物を同一敷地内にあるもの」を「当該一団地を当該一又は二以上の建築物の一の敷地」に、「これらの建築物の容積率又は各部分の高さを」を「当該建築物の各部分の高さ又は容積率」に、「これらの建築物が同一敷地内にあるものとして」を「第五十五條第一項の規定又は当該一団地を一の敷地とみなして」に、「第八項まで、第五十二條の二第六項若しくは第五十六條又は第五十五條第一項を」を「第九項まで、第五十六條若しくは第五十七條の二第六項」に改め、同条第六項、第八項及び第十項中「各建築物」を「建築物」に改める。

第八十六條の二の見出し中「同一敷地内認定建築物」を「敷地内認定建築物」に改め、同条第一項中、「前条第一項」を「同条第一項」に、「同一敷地内」を「一の敷地内」に、「同一敷地内認定建築物」を「敷地内認定建築物」に改め、同条第二項中「同一敷地内認定建築物以外」を「敷地内認定建築物」を「他の同一敷地内認定建築物」を「他の一敷地内認定建築物」に、「容積率又は各部分の高さを」を「各部分の高さ又は容積率」に、「当該建築物及び同一敷地内認定建築物が同一敷地内にあるもの」を「第五十五條第一項の規定又は当該公告認定対象区域を一の敷地に、第八項まで、第五十二條の二第六項若しくは第五十六條又は第五十五條第一項を」を「第九項まで、第五十六條若しくは第五十七條の二第六項」に改め、同条第三項中「同一敷地内許可建築物」を「敷地内許可建築物」に改め、同条第八項中「各建築物を同一敷地内にあるもの」を「二団地又は一定の一団の土地の区域を一の敷地に改め、同条第九項中「同項」の下に「又は第二項」を加え、「同一敷地内認定建築物」を「敷地内認定建築物」に改め、同条第十一項及び第十二項中「同一敷地内許可建築物」を「敷地内許可建築物」に改める。

第八十六條の三の見出し中「一定の複数建築物を」の敷地内にあるとみなされる建築物」に改め、同条中「同一敷地内」を「一の敷地内」に改める。

第八十六條の四の見出し中「一定の複数建築物を」の敷地内にあるとみなされる建築物」に改め、同条中「同一敷地内」を「一の敷地内」に改める。

第八十六條の五の見出し中「一定の複数建築物を」の敷地内にあるとみなされる建築物」に改め、同条中「同一敷地内」を「一の敷地内」に改める。

第八十六條の六の見出し中「一定の複数建築物を」の敷地内にあるとみなされる建築物」に改め、同条中「同一敷地内」を「一の敷地内」に改める。

第八十六條の七中「第三條第二項の下に」を「第八十六條の九第一項において準用する場合を含む。以下この条、次条及び第八十七條において同じ。」を、「により」の下に「第二十條」を、「第三十四條第二項」の下に「第四十七條を加え、「第五十二條第一項から第八項まで、第五十九條第一項建築物の建ぺい率に係る部分を除く。」、第六十條の二第一項（建築物の建ぺい率及び高さに係る部分を除く。）を、「第五十一條、第五十二條第一項、第二項若しくは第七項、第五十三條第一項若しくは第二項、第五十四條第一項、第五十五條第一項、第五十六條第一項、第五十七條の二第一項、第五十七條の四第一項、第五十七條の五第一項、第五十八條、第五十九條第一項若しくは第二項、第六十條第一項若しくは第二項、第六十條の二第一項若しくは第二項」に、「又は第六十七條の二第一項」を「第六十七條の二第二項若しくは第五項から第七項まで又は第六十八條第一項若しくは第二項」に改め、「模様替」の下に「（以下この条及び次条において「増築等」という。）を加え、同条に次の二項を加える。

一団の土地の区域を一の敷地とみなして」に、「第八項まで、第五十二條の二第六項若しくは第五十六條又は第五十五條第一項を」を「第九項まで、第五十六條若しくは第五十七條の二第六項」に改め、同条第六項、第八項及び第十項中「各建築物」を「建築物」に改める。

第八十六條の三の見出し中「一定の複数建築物を」の敷地内にあるとみなされる建築物」に改め、同条中「同一敷地内」を「一の敷地内」に改める。

に改め、同条第一項第三号中「同一敷地内認定建築物又は同一敷地内許可建築物」を「敷地内認定建築物又は一敷地内許可建築物」に改める。

第八十六條の五の見出し中「一定の複数建築物を」の敷地とみなすこと等に改め、同条第二項及び第三項中「各建築物」を「建築物」に改める。

第八十六條の七中「第三條第二項の下に」を「第八十六條の九第一項において準用する場合を含む。以下この条、次条及び第八十七條において同じ。」を、「により」の下に「第二十條」を、「第三十四條第二項」の下に「第四十七條を加え、「第五十二條第一項から第八項まで、第五十九條第一項建築物の建ぺい率に係る部分を除く。」、第六十條の二第一項（建築物の建ぺい率及び高さに係る部分を除く。）を、「第五十一條、第五十二條第一項、第二項若しくは第七項、第五十三條第一項若しくは第二項、第五十四條第一項、第五十五條第一項、第五十六條第一項、第五十七條の二第一項、第五十七條の四第一項、第五十七條の五第一項、第五十八條、第五十九條第一項若しくは第二項、第六十條第一項若しくは第二項、第六十條の二第一項若しくは第二項」に、「又は第六十七條の二第一項」を「第六十七條の二第二項若しくは第五項から第七項まで又は第六十八條第一項若しくは第二項」に改め、「模様替」の下に「（以下この条及び次条において「増築等」という。）を加え、同条に次の二項を加える。

2 第三條第二項の規定により第二十條又は第三十五條（同条の技術的基準のうち政令で定めるものに係る部分に限る。以下この項及び第八十七條第四項において同じ。）の規定の適用を受けない建築物であつて、第二十條又は第三十五條に規定する基準の適用上一の建築物であつても別の建築物とみなすことができ

る部分として政令で定める部分(以下この項において「独立部分」という。)が二以上あるものについて増築等をする場合においては、第三号第三項第三号及び第四号の規定にかかわらず、当該増築等をする独立部分以外の独立部分に対しては、これらの規定は、適用しない。

3 第三号第二項の規定により第二十八号、第二十八号の二(同条の技術的基準のうち政令で定めるものに係る部分に限る。)、第二十九号から第三十二号まで、第三十四号第一項、第三十五号の三又は第三十六号(防火壁、防火区画、消火設備及び避雷設備の設置及び構造に係る部分を除く。の)の規定の適用を受けない建築物について増築等をする場合においては、第三号第三項第三号及び第四号の規定にかかわらず、当該増築等をする部分以外の部分に対しては、これらの規定は、適用しない。

第八十六号の七の次に次の二条を加える。
(既存の一の建築物について二以上の工事に分けて工事を行う場合の制限の緩和)

第八十六号の八 第三号第二項の規定によりこの法律又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用を受けない一の建築物について二以上の工事に分けて増築等を含む工事を行う場合において、特定行政庁が当該二以上の工事の全体計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときにおける同項及び同条第三項の規定の適用については、同条第二項中「建築、修繕若しくは模様替の工事中の」とあるのは「第八十六号の八第一項の認定を受けた全体計画に係る二以上の工事の工事中若しくはこれらの工事の間の」と、同条第三項中「適用しない」とあるのは「適用しない。ただし、第三号又は第四号に該当するものにあつては、第八十六号の八第一項の認定を受けた全体計画

に係る二以上の工事のうち最後の工事に着手するまでは、この限りでない」と、同項第三号中「工事」とあるのは「最初の工事」と、「増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替」とあるのは「第八十六号の八第一項の認定を受けた全体計画に係る二以上の工事」とする。

一 一の建築物の増築等を含む工事を二以上の工事に分けて行うことが当該建築物の利用状況その他の事情によりやむを得ないものであること。

二 全体計画に係るすべての工事の完了後にあっては、当該全体計画に係る建築物及び建築物の敷地が建築基準法令の規定に適合することとなること。

三 全体計画に係るいずれの工事の完了後にあつても、当該全体計画に係る建築物及び建築物の敷地について、交通上の支障、安全上、防火上及び避難上の危険性並びに衛生上及び市街地の環境の保全上の有害性が増大しないものであること。

2 前項の認定の申請の手續その他当該認定に關し必要な事項は、国土交通省令で定める。

3 第一項の認定を受けた全体計画に係る工事の建築主(以下この条において「認定建築主」という。)は、当該認定を受けた全体計画の変更(国土交通省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、特定行政庁の認定を受けなければならない。前二項の規定は、この場合に準用する。

4 特定行政庁は、認定建築主に對し、第一項の認定を受けた全体計画(前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。次項において同じ。)に係る工事の状況について報告を求めることができる。

5 特定行政庁は、認定建築主が第一項の認定を受けた全体計画に従つて工事を行つていな

いと認めるときは、当該認定建築主に對し、相当の猶予期限を付けて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

6 特定行政庁は、認定建築主が前項の命令に違反したときは、第一項又は第三項の認定を取り消すことができる。

(公共事業の施行等による敷地面積の減少についての第三号等の規定の準用)

第八十六号の九 第三号第二項及び第三項(第一号及び第二号を除く。)の規定は、次に掲げる事業の施行の際現に存する建築物若しくはその敷地又は現に建築、修繕若しくは模様替の工事中の建築物若しくはその敷地が、当該事業の施行によるこれらの建築物の敷地面積の減少により、この法律若しくはこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しないこととなつた場合又はこれらの規定に適合しない部分を有するに至つた場合について準用する。この場合において、同項第三号中「この法律又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の施行又は適用」とあるのは、「第八十六号の九第一項各号に掲げる事業の施行による建築物の敷地面積の減少」と読み替へるものとする。

一 土地収用法第三号各号に掲げるものに関する事業若しくは都市計画法の規定により土地を収用し、若しくは使用することができる都市計画事業又はこれらの事業に係る土地収用法第十六号に規定する関連事業

二 その他前号の事業に準ずる事業で政令で定めるもの

2 第五十三号の二第三項(第五十七号の五第三項、第六十七号の二第四項及び第六十八号の第四項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定は、前項各号に掲げる事業の施行による面積の減少により、当該事業の施行の際現に建築物の敷地として使

用されている土地で第五十三号の二第一項(第五十七号の五第三項において準用する場合を含む。)、第六十七号の二第三項若しくは第六十八号第三項の規定に適合しなくなるもの又は当該事業の施行の際現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならばこれらの規定に適合しないこととなる土地について準用する。この場合において、第五十三号の二第三項中「同項の規定は」とあるのは「第一項、第六十七号の二第三項又は第六十八号第三項の規定は」と、同項第一号中「第一項の都市計画における建築物の敷地面積の最低限度が変更された際」とあるのは「第八十六号の九第一項各号に掲げる事業の施行により面積が減少した際、当該面積の減少がなくとも」と、「従前の制限」とあるのは「制限」と、同項第二号中「第一項とあるのは第一項(第五十七号の五第三項において準用する場合を含む。)、第六十七号の二第三項若しくは第六十八号第三項」と、「同項」とあるのは「これら」と読み替へるものとする。

第八十七号に次の一項を加える。

4 第八十六号の七第二項(第三十五号に係る部分に限る。及び第八十六号の七第三項(第二十八号第一項若しくは第三項、第二十九号、第三十号、第三十五号の三又は第三十六号(居室の採光面積に係る部分に限る。以下この項において同じ。))に係る部分に限る。の)の規定は、第三号第二項の規定により第二十八号第一項若しくは第三項、第二十九号、第三十号、第三十五号、第三十五号の三又は第三十六号の規定の適用を受けない建築物の用途を変更する場合について準用する。この場合において、第八十六号の七第二項及び第三項中「増築等」とあるのは「用途の変更」と、「第三号第三項第三号及び第四号」とあるのは「第

八十七条第三項」と読み替えるものとする。

第八十八条第一項中「第十二条第三項から第六項まで」を「第十二条第五項から第八項まで」に、「第三十六条中第三十三條及び第三十四條第一項に関する部分」を「第三十六條(避雷設備及び昇降機に係る部分に限る。)」に、「前条、次条並びに」を「第八十六條の七第二項(第二十條に係る部分に限る。)、第八十六條の七第三項(第三十二條、第三十四條第一項及び第三十六條昇降機に係る部分に限る。)」に係る部分に限る。)、前条、次条及び」に、「及び第二項並びに」を「から第四項まで及び」に改め、同条第二項中「第十二条第三項から第六項まで」を「第十二条第五項から第八項まで」に、「第八十六條の七中」を「第八十六條の七第一項(一)に」に関する部分、第八十七條第二項中「を」及び第五十一條に係る部分に限る。)、第八十七條第二項(一)に、「及び第五項に関する部分、第八十七條第三項中」を「及び第五項に係る部分に限る。」、第八十七條第三項(一)に、「並びに第六十八條の二第一項及び第五項に関する部分」を「及び第六十八條の二第一項に係る部分に限る。)」に改める。

第九十一条中「から第五十三條まで」を「第五十三條」に改め、「第五十六條の二まで」の下に「第五十七條の二、第五十七條の三」を加える。

第九十三條の二中「による処分」の下に「並びに第十二条第一項及び第三項の規定による報告」を加え、「に係る建築物又はその計画が建築基準関係規定に適合するものであることを表示している書類であつて」を「若しくは報告に係る建築物若しくは建築物の敷地の所有者、管理者若しくは占有者又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがないものとして」に改める。

第一百三條中「二十万円」を「五十万円」に改め、同条を第百五條とする。

平成十六年五月十四日 参議院會議録第二十一号

条を第百四條とする。

第一百一條中「前三條」を「次の各号に掲げる規定」に、「又は人に」を「に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に」に改め、同条に次の各号を加える。

一 第九十八條(第十九條第四項、第二十三條、第二十一條、第二十二條第一項、第二十三條、第二十四條、第二十五條から第二十七條まで、第二十八條第三項、第二十八條の二、第三十二條から第三十五條の三まで、第三十六條(防火壁、防火区画、消火設備、避雷設備及び給水、排水その他の配管設備の設置及び構造並びに煙突及び昇降機の構造に係る部分に限る。)、第三十七條、第六十一條から第六十四條まで、第六十六條又は第六十七條の二第一項、第三項若しくは第五項から第七項までの規定に違反する第六條第一項第一号に掲げる建築物その他政令で定める建築物又は当該建築物の敷地に関してされた第九條第一項又は第十項前段(第九十條第三項においてこれらの規定を準用する場合を含む。))の規定による命令の違反に係る部分に限る。一億円以下の罰金刑

二 第九十八條(前号に係る部分を除く。))及び第九十九條から前条まで 各本條の罰金刑

第一百一條を第百三條とする。

第百條中「の一」を「のいづれか」に、「二十万円」を「三十万円」に改め、同条第四号中「第十二條第一項若しくは第二項(第八十八條第一項又は第三項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)、第十二條第三項」を「第十二條第五項」に、「又は第七十七條の四十九第一項(第七十七條の五十六第二項において準用する場合を含む。)」を、「第七十七條の四十九第一項(第七十七條の五十六第二項において準用する場合を含む。))又は第八十六條の八第四項」に改め、同

条第五号及び第七号中「第十二條第四項」を「第十二條第六項」に改め、同条を第百二條とする。

第九十九條第一項中「三十万円」を「五十万円」に改め、同項第三号中「第十條第一項(第八十八條第一項又は第三項において準用する場合を含む。)、第十一條第一項(第八十八條第一項から第三項までにおいて準用する場合を含む。))又は第九十條の二第一項」を削り、同項第十四号を第十五号とし、第十一号から第十三号までを一号ずつ繰り下げ、同項第十号中「第四項」を「第五項」に改め、同号を同項第十一号とし、同項中第九号を第十号とし、第六号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、同項第五号中「第六項」を「第七項」に、「第五十七條の二第三項」を「第五十七條の五第三項」に、「第五十七條の二第一項」を「第五十七條の四第一項、第五十七條の五第一項」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五 第十二條第一項又は第三項(第八十八條第一項又は第三項においてこれらの規定を準用する場合を含む。))の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第九十九條を第百一條とし、同条の前に次の一條を加える。

第百條 第十條第二項若しくは第三項(第八十八條第一項又は第三項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)、第十一條第一項(第八十八條第一項から第三項までにおいて準用する場合を含む。))又は第九十條の二第一項の規定による特定行政庁又は建築監視員の命令に違反した者は、百万円以下の罰金に処する。

第九十八條中「の一」を「のいづれか」に改め、同条中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第六号までを一号ずつ繰り上げ、同条を第九十九條とし、第七章中同条の前に次の一條を加える。

第九十八條 第九條第一項又は第十項前段(第八十八條第一項から第三項まで又は第九十條第三項においてこれらの規定を準用する場合を含む。))の規定による特定行政庁又は建築監視員の命令に違反した者は、一年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

別表第三中「第六項及び第八項」を「第七項及び第九項」に改める。

(官公庁施設の建設等に関する法律の一部改正) 第二条 官公庁施設の建設等に関する法律(昭和二十六年法律第百八十一号)の一部を次のように改正する。

第七條第四項中「同条第二項及び第三項」を「同条第二項から第四項まで」に改める。

第十三條を第十四條とする。

第十二條第一項中「構造の下に」並びに保全を加え、同条第二項中「この法律の施行」を「国家机关の建築物の営繕及びその附帯施設の建設並びにこれらの保全」に改め、同条を第十三條とする。

第十條及び第十一條を削る。

第九條の三中「政令で定める技術的基準に従い」を削り、同条を第十一條とし、同条の次に次の一條を加える。

(国家机关の建築物の点検)

第十二條 各省各庁の長は、その所管に属する建築物(建築基準法第十二條第二項に規定するものを除く。次項において同じ。)で政令で定めるものの敷地及び構造について、国土交通省令で定めるところにより、定期に、一級建築士若しくは二級建築士又は同条第一項の資格を有する者に、損傷、腐食その他の劣化の状況の点検をさせなければならない。

2 各省各庁の長は、その所管に属する建築物で前項の政令で定めるものの昇降機以外の建築設備について、国土交通省令で定めるところにより、定期に、一級建築士若しくは二級建築士又は建築基準法第十二條第三項の資格

を有する者に、損傷、腐食その他の劣化の状況の点検をさせなければならない。
第九条の二を第十条とする。

(都市計画法の一部改正)

第三条 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項中第二号の三を第二号の四とし、第二号の二の次に次の一号を加える。

二の三 特例容積率適用地区

第八条第三項第二号中二を削り、ホを二とし、二の次に次のように加える。

ホ 特例容積率適用地区 建築物の高さの最高限度(当該地区における市街地の環境を確保するために必要な場合に限る。)

第八条第三項第二号へ中「次条第十五項」を「次条第十六項」に改め、同号ト中「次条第十六項」を「次条第十七項」に改め、同号チ中「次条第十七項」を「次条第十八項」に改める。

第九条中第二十一項を第二十二項とし、第十五項から第二十項までを一項ずつ繰り下げ、第十四項の次に次の一項を加える。

15 特例容積率適用地区は、第一種中高層住居専用地区、第二種中高層住居専用地区、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域又は工業地域内の適正な配置及び規模の公共施設を備えた土地の区域において、建築基準法第五十二條第一項から第九項までの規定による建築物の容積率の限度からみて未利用となつて

いる建築物の容積の活用を促進して土地の高度利用を図るため定める地区とする。

第十四条第二項第三号を次のように改める。

三 地域地区の区域

(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の一部改正)

第四条 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四目 解散(第百六十三条・第百六十四条)」を「第四目 解散(第百六十三条・第百六十四条)」に、「第三百二十一條」を「第三百二十三条」に改める。

第六章第三節第二款第四目の次に次の一目を加える。

第五目 税法上の特例

第百六十四條の二 事業組合は、法人税法(昭和四十年法律第三十四号)その他法人税に関する法令の規定の適用については、同法第二条第六号に規定する公益法人等とみなす。この場合において、同法第三十七條の規定を適用する場合には同法第四項及び第五項中「公益法人等」とあるのは「公益法人等(防災街区整備事業組合を除く。)」と、同法第六十六條の規定を適用する場合には同法第一項及び第二項中「普通法人」とあるのは「普通法人(防災街区整備事業組合を含む。)」と、同法第三項中「公益法人等」とあるのは「公益法人等(防災街区整備事業組合を除く。)」とする。

2 事業組合は、消費税法(昭和六十三年法律第百八号)その他消費税に関する法令の規定の適用については、同法別表第三に掲げる法人とみなす。

第二百五十六條第一項中「第二百十條第三項」を「第二百十條第三項」に改める。

第三百零二條第二項第一号中「第百七十一條第三項(第百七十二條第二項)」の下に「及び第百七十五條第二項」を加える。

第三百二十一條を第三百二十二條とし、第三百十三條から第三百二十條までを一項ずつ繰り下げる。

第三百二十二條中「第三百四條」を「第三百五條」に改め、同條を第三百十三條とする。

第三百十一條を第三百十二條とし、第三百十條を第三百十一條とし、第三百九條を第三百十

条とする。

第三百八條中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 第二百十八條第三項において準用する土地収用法第九十四條第六項において準用する同法第六十五條第一項第三号の規定による調査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第三百八條を第三百九條とする。

第三百七條を第三百八條とし、第三百四條から第三百六條までを一項ずつ繰り下げ、第三百三條の次に次の一條を加える。

第三百四條 第二百十八條第三項(第二百三十二條第五項において準用する場合を含む。以下この章において同じ。)において準用する土地収用法第九十四條第六項において準用する同法第六十五條第一項第二号の規定により出頭を命じられた鑑定人が虚偽の鑑定をしたときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

本則に次の一條を加える。

第三百二十三條 次の各号のいずれかに該当する場合においては、十万円以下の過料に処する。

一 第二百十八條第三項において準用する土地収用法第九十四條第六項において準用する同法第六十五條第一項第一号の規定により出頭を命じられた者が、正当の事由がな

くて出頭せず、陳述せず、又は虚偽の陳述をしたとき。

二 第二百十八條第三項において準用する土地収用法第九十四條第六項において準用する同法第六十五條第一項第一号の規定により資料の提出を命じられた者が、正当の事由がなくて資料を提出せず、又は虚偽の資料を提出したとき。

三 第二百十八條第三項において準用する土地収用法第九十四條第六項において準用する同法第六十五條第一項第二号の規定によ

り出頭を命じられた鑑定人が、正当の事由がなくて出頭せず、又は鑑定をしないとき。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中建築基準法第五十一條の改正規定 公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日

二 第四条並びに附則第五条及び第六条の規定 公布の日

(建築基準法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この法律の施行前にされた確認その他の建築基準法令の規定による処分に関する書類の閲覧については、第一条の規定による改正後の建築基準法(以下「新建築基準法」という。)第九十三條の二(新建築基準法第八十八條第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 この法律の施行前に第一条の規定による改正前の建築基準法第十二條第一項及び第二項の規定に基づきされた報告に関する書類については、新建築基準法第九十三條の二の規定は、適用しない。

(特例容積率適用区域に関する経過措置)

第三条 この法律の施行の際現に第三条の規定による改正前の都市計画法(以下「旧都市計画法」という。)第八条第三項第二号二の規定により商業地域に関する都市計画に定められた特例容積率適用区域は、第三条の規定による改正後の都市計画法(以下「新都市計画法」という。)第八条第一項第二号の三の規定により定められた特例容積率適用地区とみなす。

2 旧都市計画法の規定により商業地域に関する

都市計画 特例容積率適用区域に係る部分に限る。に關してした手続、処分その他の行為は、新都市計画法の規定により特例容積率適用地区に關する都市計画に關してした手続、処分その他の行為とみなす。

(罰則に關する経過措置)

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第五条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關して必要な経過措置は、政令で定める。

(地方自治法の一部改正)

第六条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

別表第二密集市街地における防災街区の整備の促進に關する法律(平成九年法律第四十九号)の項第一号中「第七十一条第三項(第七百七十二条第二項の下に「及び第七百七十五条第二項」を加える。

(住宅金融公庫法の一部改正)

第七条 住宅金融公庫法(昭和二十五年法律第五十六号)の一部を次のように改正する。

第十七条第八項中「建築基準法第十条第一項」を「建築基準法第十条第三項」に改める。

(自衛隊法の一部改正)

第八条 自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第一百十五條の七中「及び第三項」を、「第三項本文及び第四項」に、「同項」を「同条第三項本文」に、「こえて」を「超えて」に、「特定行政庁」を「その超えることとなる日前に、特定行政庁」に改める。

(国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法の一部改正)

第九条 国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法(昭和三十三年法律第十五号)の一部を次のように改正する。

平成十六年五月十四日 参議院會議録第二十一号

第六条第一項中「行なう」を「行う」に、「第九條の二第一項」を「第十條第一項」に改め、同条第二項中「第九條の二」を「第十條」に、「行なう」を「行う」に改める。

(都市緑地法の一部改正)

第十条 都市緑地法(昭和四十八年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。

第三十四條第三項第二号中「第八條第一項第二号の三」を「第八條第一項第二号の四」に改める。

第三十五條第九項中「第五十二條第七項」を「第五十二條第八項」に改める。

第三十六條の見出し中「一定の複数建築物に對する」を「一の敷地とみなすことによる」に改め、同条中「同一敷地内にあるものとみなされる二以上の構えを成す」を「一の敷地とみなされる一団地又は一定の一団の土地の区域内の」に、「これらの建築物が同一敷地内にあるもの」を「当該一団地又は区域を当該建築物の一の敷地」に改める。

第四十二條第四号中「第八十五條第四項」を「第八十五條第五項」に改める。

(高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に關する法律の一部改正)

第十一条 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に關する法律(平成六年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。

第六條第八項中「第十二條第五項」を「第十二條第七項」に改める。

第八條中「第六項、第十一項及び第十三項、第五十二條の二第三項第二号、第五十二條の三第二項」を「第七項、第十二項及び第十四項、第五十七條の二第三項第二号、第五十七條の三第二項」に、「第五項」を「第六項」に改める。

第十五條中「第五十二條第五項」を「第五十二條第六項」に、「同条第十三項第一号」を「同条第

建築物の安全性及び市街地の防災機能の確保等を図るための地価公示法及び不動産の鑑定評価に關する法律の一部を改正する法律案

第十四條第一号」に改める。

(特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に關する法律の一部改正)

第十二條 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に關する法律(平成八年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

第七條中「同条第三項後段」を「同条第四項」に、「同項後段」を「同項」に改める。

(国土交通省設置法の一部改正)

第十三條 国土交通省設置法(平成十一年法律百号)の一部を次のように改正する。

第四條百二十二号中「第九條の二第一項各号」を「第十條第一項各号」に改める。

審査報告書

不動産取引の円滑化のための地価公示法及び不動産の鑑定評価に關する法律の一部を改正する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成十六年五月十三日

国土交通委員長 興石 東

参議院議長 倉田 寛之殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、不動産取引の円滑化と適正な地価の形成を図るため、地価公示の対象区域の拡大、不動産鑑定士等の行う業務の適正な遂行を確保するための規定の整備、不動産鑑定士の資格取得制度の簡素合理化等の措置を講じようとするものであり、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法律案のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一、地価公示制度については、土地取引及び固定資産税等の課税など、国民生活に深く関わることにかんがみ、その公正性及び透明性を確保し、公示価格への信頼が損なわれることのないよう一層の努力を払うこと。

二、不動産鑑定士等の業務の遂行に当たっては、業務が適正に行われるよう努め、依頼者や第三者の信頼の保護に万全を期すること。

また、高度な知識・経験・判断力が得得できるよう充実した研修機会が確保され、多様化・高度化している不動産鑑定評価のニーズに通用し得る専門的な能力が養成されるよう配慮すること。

三、不動産鑑定士試験制度が簡素合理化されることにかんがみ、その管理・運営に当たっては、優秀な資質を有する人材を将来に渡つて確保するとともに、実務修習の充実を図りその能力の習得について適切に対応すること。

四、今後の地価公示制度については、官民の不動産取引価格情報の公表への取組みの動向等を勘案しつつ、見直しを含め、その在り方についての検討を行うこと。

右決議する。

不動産取引の円滑化のための地価公示法及び不動産の鑑定評価に關する法律の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

平成十六年三月三日

内閣総理大臣 小泉純一郎

不動産取引の円滑

不動産取引の円滑化のための地価公示法及び不動産の鑑定評価に関する法律の一部を改正する法律案

不動産取引の円滑化のための地価公示法及び不動産の鑑定評価に関する法律の一部を改正する法律

(地価公示法の一部改正)

第一条 地価公示法(昭和四十四年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「国土交通省令で定める都市計画区域」を削り、「をいい、」を「その他の土地取引が相当程度見込まれるものとして国土交通省令で定める区域」に改め、「除く」の下に「以下「公示区域」という」を加える。

第八条中「第二条第一項の都市計画区域」を「公示区域」に、「行なう」を「行う」に改める。

第九条中「行なう」を「行う」に、「第二条第一項の都市計画区域」を「公示区域」に改める。

第十条中「第二条第一項の都市計画区域」を「公示区域」に改める。

第二十七条中「」に「をいづれかに」に、「五万円」を「五十万円」に改める。

第二十八条中「十万円」を「五十万円」に改める。

第二十九条中「行なわなない」を「行わなない」に、「一万円」を「十万円」に改める。

第二条 地価公示法の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「又は不動産鑑定士補」を削る。

第四条中「又は不動産鑑定士補」を削り、「行なう」を「行う」に、「行なわなければ」を「行わな

ければ」に改める。

第五条中「行なつた」を「行つた」に改め、「又は不動産鑑定士補」を削る。

第八条の見出し中「不動産鑑定士等」を「不動産鑑定士」に改め、同条中「又は不動産鑑定士補」を削る。

第二十四条中「行なつた」を「行つた」に改め、「又は不動産鑑定士補」を削る。

第二十五条第一項中「又は不動産鑑定士補」を削り、同条第二項中「行なつた」を「行つた」に改め、「又は不動産鑑定士補」を削る。

第二十六条中「又は不動産鑑定士補」を削り、「行なう」を「行う」に改める。

(不動産の鑑定評価に関する法律の一部改正)

第三条 不動産の鑑定評価に関する法律(昭和三十八年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。

目次中「第一節 不動産鑑定士試験(第三条第一節 第二節 登録(第十五条) 第二十一

第十四条) 第二節 総則(第二条の二) 第二十三節 登録(第十五条) 第二十三

条の五) 第二節 登録(第十五条) 第二十三

第十五条) 第二節 登録(第十五条) 第二十三

第十五条) 第二節 登録(第十五条) 第二十三

第十五条) 第二節 登録(第十五条) 第二十三

第十五条) 第二節 登録(第十五条) 第二十三

第十五条) 第二節 登録(第十五条) 第二十三

次の一節を加える。

第一節 総則

(不動産鑑定士等の業務)

第二条の二 不動産鑑定士及び不動産鑑定士補は、不動産の鑑定評価を行う。

2 不動産鑑定士又は不動産鑑定士補は、それぞれ不動産鑑定士又は不動産鑑定士補の名称を用いて、不動産の客観的価値に作用する諸要因に関して調査若しくは分析を行い、又は不動産の利用、取引若しくは投資に関する相談に応じることを業とすることができる。ただし、他の法律においてその業務を行うことが制限されている事項については、この限りでない。

(不動産鑑定士等の責務)

第二条の三 不動産鑑定士及び不動産鑑定士補は、良心に従い、誠実に前条に規定する業務(以下「鑑定評価業務」という)を行うとともに、不動産鑑定士及び不動産鑑定士補の信用を傷つけるような行為をしてはならない。(秘密を守る義務)

第二条の四 不動産鑑定士及び不動産鑑定士補は、正当な理由がなく、鑑定評価業務に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。不動産鑑定士又は不動産鑑定士補でなくなつた後においても、同様とする。(知識及び技能の維持向上)

第二条の五 不動産鑑定士及び不動産鑑定士補は、鑑定評価業務に必要な知識及び技能の維持向上に努めなければならない。

第二十五条第二号中「不動産の鑑定評価」を「鑑定評価等業務」に改める。

第三十六条第一項中「行なつて」を「行つて」に改め、同条第二項中「若しくは」を「又は」に、「又は」を「不動産の鑑定評価を」に、「不動産の鑑定評価を行なわす」を「鑑定評価等業務を行わす」に改める。

第三十七条を次のように改める。

第三十七条 削除

第三十八条中「並びにその業務に従事する不動産鑑定士及び不動産鑑定士補」を削り、「廃止し、又は不動産鑑定士若しくは不動産鑑定士補がその不動産鑑定業者の業務に従事しなくなつた」を「廃止した」に改める。

第三十九条第一項中「依頼者」を「不動産の鑑定評価の依頼者」に改める。

第四十条第一項中「不動産鑑定業者の業務に関し」を削り、「を行なつた」を「その他鑑定評価等業務に関する不正又は著しく不当な行為(以下「不当な鑑定評価等」という)を行つた」に、「不動産の鑑定評価を行なう」を「鑑定評価等業務を行う」に、「第三十三条又は第三十八条」を「第二条の四又は第三十三条」に改め、同条第二項中「不動産鑑定業者の業務に関し」を削り、「不当な不動産の鑑定評価を行なつた」を「不当な鑑定評価等を行つた」に改め、「懲戒処分として」の下に「戒告を与え、又は」を加え、「不動産の鑑定評価を行なう」を「鑑定評価等業務を行う」に改める。

第四十一条中「」に「をいづれかに」に改め、「に対し」の下に「戒告を与え」を加え、「その業務」を「その業務」に改める。

第四十二条の見出し中「不当な鑑定評価」を「不当な鑑定評価等」に、同条中「不動産鑑定業

者の業務に関し不当な不動産の鑑定評価を行なつた」を「不当な鑑定評価等を行つた」に改め、「当該の下に」不動産鑑定士又は不動産鑑定士補がその業務に従事する」を加える。

第四十三条第一項中「不動産の鑑定評価」を「鑑定評価等業務」に改める。

第四十八条から第五十一条までを削る。

第五十二条の前の見出しを削り、同条を第四十八条とし、同条の前の見出しとして「(不動産鑑定士等の団体)」を付し、同条の次に次の一条を加える。

第四十九条 前条の規定による届出をした社團又は財団は、政令で定めるところにより、不動産鑑定士及び不動産鑑定士補に対する研修を実施しなければならない。

第五十三条中「前条」を「第四十八条」に改め、同条を第五十条とする。

第五十四条を第五十一条とする。

第五十五条中「二」を「いづれかに」に改め、同条を第五十二条とし、同条の次に次の二条を加える。

(電子情報処理組織を使用する方法により行う申込み等の特例)
第五十三条 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)第三条第一項の規定により、土地鑑定委員会又は国土交通大臣が第十二条の二、第十七条第一項、第十八条、第十九条第一項、第二十条第一項、第二十三条第一項、第二十六条第一項、第二十七条第二項又は第二十九条第一項の規定による申込み、申請又は届出(土地鑑定委員会又は国土交通大臣に

対するものに限る。以下この条において「申込み等」という。)を同法第三条第一項に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができるものとしたときは、当該電子情報処理組織を使用して行う申込み等は、それぞれ第十二条の二、第十七条第一項、第十八条、第十九条第二項、第二十条第二項、第二十三条第一項、第二十六条第二項、第二十七条第三項又は第二十九条第二項の規定にかかわらず、都道府県知事を経由して行うことを要しない。

(権限の委任)

第五十四条 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。

第五十五条の二を第五十五条とする。

第五十六条中「二」を「いづれかに」に、「十万円」を「百万円」に改める。

第五十七条中「二」を「いづれかに」に、「五万円」を「五十万円」に改め、同条第五号中「不動産の鑑定評価を行なつた」を「鑑定評価等業務を行つた」に改め、同条を同条第六号とし、同条第四号を削り、同条第三号中「を行なつた」を「又は鑑定評価等業務を行なつた」に改め、同条を同条第五号とし、同条第二号中「行なつた」を「行つた」に改め、同条を同条第四号とし、同条第一号を同条第三号とし、同条の次に次の二号を加える。

- 一 第二条の四又は第三十八条の規定に違反して、秘密を漏らした者
- 二 不動産鑑定士試験に関し、事前に試験問題

題を漏らし、又は不正の採点をした者

第五十八条中「二」を「いづれかに」に、「三十万円」を「三十万円」に改め、同条第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り上げ、同条第六号中「第五十四条」を「第五十一条」に改め、同条を同条第五号とする。

第五十九条中「第五十七条第三号」を「第五十七条第五号」に、「前条第二号から第五号まで」を「前条第一号から第四号まで」に改める。

第六十条中「二万円」を「十万円」に改める。

第四条 不動産の鑑定評価に関する法律の一部を次のように改正する。

目次中「及び不動産鑑定士補」を削り、「第二条の二」「第二条の五」を「第三条」「第七條」に、「第三条」を「第八條」に、「第三節 登録(第十五条」「第二十一条)」を「第三節 実務修習(第十四条」「第四節 登録(第十五条」「第二十一条)」に、「第六十条」を「第六十一条」に改める。

第一条中「不動産鑑定士等の資格」を「不動産鑑定士」に改める。

第二章 不動産鑑定士及び不動産鑑定士補
第二章 不動産鑑定士」に改める。

第三章から第七条までを削る。

第二章の五中「及び不動産鑑定士補」を削り、第二章第一節中同条を第七条とする。

第二章の四中「及び不動産鑑定士補」及び「又は不動産鑑定士補」を削り、同条を第六条とする。

第二条の三の見出し中「不動産鑑定士等」を「不動産鑑定士」に改め、同条中「及び不動産鑑定

定士補」を削り、「前条」を「第三条」に改め、同条を第五条とする。

第二条の二の見出し中「不動産鑑定士等」を「不動産鑑定士」に改め、同条第一項中「及び不動産鑑定士補」を削り、同条第二項中「又は不動産鑑定士補」及び「それぞれ」を削り、同条を第三条とし、同条の次に次の一条を加える。

(不動産鑑定士となる資格)

第四条 不動産鑑定士試験に合格した者であつて、第十四条の二に規定する実務修習を修了し第十四条の二十三の規定による国土交通大臣の確認を受けた者は、不動産鑑定士となる資格を有する。

第八条から第十条までを次のように改める。

(不動産鑑定士試験の目的及び方法)

第八条 不動産鑑定士試験は、不動産鑑定士となろうとする者に必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを判定することをその目的とし、次条に定めるところによつて、短答式(択一式を含む。以下同じ。)及び論文式による筆記の方法により行う。

(不動産鑑定士試験の試験科目)

第九条 短答式による試験は、不動産に関する行政法規及び不動産の鑑定評価に関する理論について行う。

2 論文式による試験は、短答式による試験に合格した者及び次条第一項の規定により短答式による試験を免除された者につき、民法、経済学、会計学及び不動産の鑑定評価に関する理論について行う。

(試験の免除)

第十条 短答式による試験に合格した者に対し

ては、その申請により、当該短答式による試験に係る合格発表の日から起算して二年を経過する日までに行われる短答式による試験を免除する。

2 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、その申請により、当該各号に定める科目について、論文式による試験を免除する。

一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による大学若しくは高等専門学校、旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)による大学(予科を含む)、旧高等学校令(大正七年勅令第三百八十九号)による高等学校高等科若しくは旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)による専門学校以下この項において「大学等」と総称する。)において通算して三年以上法律学に属する科目の教授若しくは助教授の職にあつた者又は法律学に属する科目に関する研究により博士の学位を授与された者 民法

二 大学等において通算して三年以上経済学に属する科目の教授若しくは助教授の職にあつた者又は経済学に属する科目に関する研究により博士の学位を授与された者 経済学

三 大学等において通算して三年以上商学に属する科目の教授若しくは助教授の職にあつた者又は商学に属する科目に関する研究により博士の学位を授与された者 会計学
四 民法、経済学又は会計学について高等試験本試験、司法試験又は公認会計士試験を受け、その試験に合格した者 その試験において受験した科目(司法試験において

は、民法)

五 民法、経済学又は会計学について不動産鑑定士となろうとする者に必要な専門的知識を有する者として政令で定める者 民法、経済学又は会計学のうち政令で定める科目

3 前二項の規定による申請の手続は、国土交通省令で定める。

第十一条第一項中の「各試験」を削る。

第十五条第一項中「又は不動産鑑定士補」及び「又は不動産鑑定士補名簿」を削り、同条第二項を削る。

第十六条中「又は不動産鑑定士補」を削る。

第十七条第一項中「又は不動産鑑定士補」を削り、同条第二項中「又は不動産鑑定士補」を削り、「添附しなければ」を「添付しなければ」に改め、同条第三項中「又は不動産鑑定士補」を削る。

第十八条中「又は不動産鑑定士補」を削り、第十五条第一項を「第十五条」に改める。

第十九条中「又は不動産鑑定士補」を削る。

第二十条第一項中「一」を「いずれかに」に、「当該不動産鑑定士又は不動産鑑定士補」を「当該不動産鑑定士」に改め、同項第四号中「又は不動産鑑定士補」を削る。

第二十一条中「又は不動産鑑定士補」を削る。

第二章第三節を第四節とし、第二節の次に次の一節を加える。

第三節 実務修習

(実務修習)

第十四条の二 実務修習は、不動産鑑定士試験に合格した者に対して、不動産鑑定士となる

のに必要な技能及び高等の専門的応用能力を修得させるため、第四十八条の規定による届出をした社団又は財団その他の国土交通大臣の登録を受けた者(以下この節において「実務修習機関」という。)が行う。

(実務修習機関の登録)

第十四条の三 前条の登録は、実務修習の実施に関する業務(以下「実務修習業務」という。)を行おうとする者の申請により行う。

(欠格事項)

第十四条の四 次の各号のいずれかに該当する者は、第十四条の二の登録を受けることができない。

一 この法律の規定に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

二 第十四条の十六の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者

三 法人であつて、実務修習業務を行う役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの

(登録基準)

第十四条の五 国土交通大臣は、第十四条の三の規定により登録を申請した者の行う実務修習業務が、別表の上欄に掲げる課程について、それぞれ同表の下欄に掲げる講師又は指導者によつて行われるものであるときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、国土交通省令で定める。

2 登録は、実務修習機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一 登録年月日及び登録番号

二 実務修習機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三 実務修習機関が実務修習業務を行う事務所所在地

四 前三号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項

(登録の更新)

第十四条の六 第十四条の二の登録は、五年以上十年以内において政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 前三条の規定は、前項の登録の更新について準用する。

(実務修習の実施に係る義務)

第十四条の七 実務修習機関は、公正に、かつ、第十四条の五第一項の規定及び国土交通省令で定める基準に適合する方法により実務修習を行わなければならない。

(登録事項の変更の届出)

第十四条の八 実務修習機関は、第十四条の五第二項第二号から第四号までに掲げる事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

(実務修習業務規程)

第十四条の九 実務修習機関は、実務修習業務に関する規程(以下「実務修習業務規程」という。)を定め、実務修習業務の開始前に、国土交通大臣の認可を受けなければならない。こ

れを変更しようとするときも、同様とする。

2 実務修習業務規程には、実務修習の実施方法、実務修習に関する料金その他の国土交通省令で定める事項を定めておかねばならない。

3 国土交通大臣は、第一項の認可をした実務修習業務規程が実務修習の公正な実施上不適当となつたと認めるときは、その実務修習業務規程を変更すべきことを命じることができる。

(実務修習業務の休廃止)

第十四条の十 実務修習機関は、国土交通大臣の許可を受けなければ、実務修習業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第十四条の十一 実務修習機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに営業報告書又は事業報告書(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。))の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第六十条において「財務諸表等」という。を作成し、五年間実務修習機関の事務所に備えて置かなければならない。

2 実務修習を受けようとする者その他の利害関係人は、実務修習機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができ。ただし、第二号又は第四号の請求をする

には、実務修習機関の定めた費用を支払わなければならない。

一 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の請求

三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を国土交通省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて国土交通省令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

(事業報告書等の提出)

第十四条の十二 実務修習機関は、毎事業年度経過後三月以内に、当該事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、国土交通大臣に提出しなければならない。

(秘密保持義務等)

第十四条の十三 実務修習機関(その者が法人である場合にあつては、その役員。次項において同じ。若しくはその職員(第十四条の五第一項に規定する講師及び指導者を含む。次項において同じ。))又はこれらの者であつた者は、実務修習業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 実務修習機関及びその職員で実務修習業務に従事する者は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(適合命令)

第十四条の十四 国土交通大臣は、実務修習機関が第十四条の五第一項の規定に適合しなく

なつたと認めるときは、その実務修習機関に対し、同項の規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命じることができる。

(改善命令)

第十四条の十五 国土交通大臣は、実務修習機関が第十四条の七の規定に違反していると認めるときは、その実務修習機関に対し、同条の規定に従つて実務修習を行うべきこと又は実務修習の方法その他の業務の方法の改善に關し必要な措置をとるべきことを命じることができる。

(登録の取消し等)

第十四条の十六 国土交通大臣は、実務修習機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて実務修習業務の全部若しくは一部の停止を命じることができる。

一 第十四条の四第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

二 第十四条の八、第十四条の十、第十四条の十一第一項、第十四条の十二、次条又は第十四条の二十二の規定に違反したとき。

三 第十四条の九第一項の認可を受けた実務修習業務規程によらないで実務修習を行つたとき。

四 第十四条の九第三項の規定による命令に違反したとき。

五 正当な理由がないのに第十四条の十一第一項各号の規定による請求を拒んだとき。

六 前二条の規定による命令に違反したとき。

七 偽りその他の不正の手段により第十四条の

二の登録を受けたとき。

(帳簿の記載)

第十四条の十七 実務修習機関は、国土交通省令で定めるところにより、帳簿を備え、実務修習に關し国土交通省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(国土交通大臣による実務修習業務の実施)

第十四条の十八 国土交通大臣は、第十四条の二の登録を受ける者がいないとき、第十四条の十の規定による実務修習業務の休止又は廃止があつたとき、第十四条の十六の規定により第十四条の二の登録を取り消し、又は実務修習機関に対し実務修習業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、実務修習機関が天災その他の事由により実務修習業務の全部又は一部を実施することが困難となつたとき、その他必要があると認めるときは、当該実務修習業務の全部又は一部を自ら行うことができる。

2 国土交通大臣が前項の規定により実務修習業務の全部又は一部を自ら行う場合における実務修習業務の引継ぎその他の必要な事項については、国土交通省令で定める。

(報告の徴収)

第十四条の十九 国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、実務修習機関に対し、実務修習業務又は経理の状況に關し報告をさせることができる。

(立入検査)

第十四条の二十 国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、実務修習機関の事務所に立ち入り、実務修習業

務の状況又は帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(公示)

第十四条の二十一 国土交通大臣は、次に掲げる場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一 第十四条の二の登録をしたとき。
二 第十四条の八の規定による届出があつたとき。

三 第十四条の十の規定による許可をしたとき。

四 第十四条の十六の規定により第十四条の二の登録を取り消し、又は実務修習業務の停止を命じたとき。

五 第十四条の十八の規定により国土交通大臣が実務修習業務の全部若しくは一部を自ら行うものとするとき、又は自ら行つていた実務修習業務の全部若しくは一部を行わないこととするとき。

(実務修習の状況の報告)

第十四条の二十二 実務修習機関は、不動産鑑定士試験に合格した者で当該実務修習機関において実務修習を受けている者(以下「修習生」という。)が実務修習のすべての課程を終えたときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、当該修習生の実務修習の状

況を書面で国土交通大臣に報告しなければならない。

(修了の確認)

第十四条の二十三 国土交通大臣は、前条の規定による報告に基づき、修習生が実務修習のすべての課程を修了したと認めるときは、当該修習生について実務修習が修了したことの確認を行わなければならない。

第二十三条第二項中「添附しなければ」を「添付しなければ」に改め、同項第二号中「及び不動産鑑定士補」を削る。

第二十八条第二号中「及び不動産鑑定士補」を削る。

第三十六条(見出しを含む。)及び第三十九条第二項中「又は不動産鑑定士補」を削る。

第四十条第一項中「又は不動産鑑定士補」及び「若しくは不動産鑑定士補」を削り、「第二条の四」を「第六条」に改め、同条第二項及び第三項中「又は不動産鑑定士補」を削る。

第四十一条第二号及び第四十二条中「又は不動産鑑定士補」を削る。

第四十八条及び第四十九条中「及び不動産鑑定士補」を削る。

第五十一条中「又は不動産鑑定士補」及び「それぞれ」を削る。

第五十五条中「第十条第二項及び第三項、」を削る。

第五十七条第一号中「第二条の四」を「第六条、第十四条の十三第一項に改め、同条中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、同条第三号中「又は不動産鑑定士補」を削り、同号を同条第四号とし、同条

第二号の次に次の一号を加える。

三 第十四条の十六の規定による実務修習業務の停止の命令に違反した者

第五十八条第五号中「又は不動産鑑定士補」を削り、同号を同条第十号とし、同条中第四号を第九号とし、第一号から第三号までを五号ずつ繰り下げ、同条に第一号から第五号までとして次の五号を加える。

一 第十四条の十の許可を受けないで、実務修習業務の全部を廃止した者

二 第十四条の十七の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者

三 第十四条の十九の規定による報告を求められて、報告をせず、又は虚偽の報告をした者

四 第十四条の二十の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

五 第十四条の二十二の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第五十九条中「第五十七条第五号」を「第五十七条第六号」に、「前条第一号から第四号まで」を「前条第六号から第九号まで」に改める。

第六十条を第六十一条とし、第五十九条の次に次の一条を加える。

第六十条 第十四条の十一第一項の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに同条第二項各号の規定による請求を拒んだ者は、二十万円以下の過料に処する。

附則第三項中「第四条第三項」を「第四条」に改める。

附則中第四項を削り、第五項を第四項とし、第六項から第十五項までを一項ずつ繰り上げる。

附則の次に次の別表を加える。

別表(第十四条の五関係)

課 程	講 師 又 は 指 導 者
一 不動産の鑑定評価の実務に関する講義	一 不動産鑑定士であつて、不動産の鑑定評価の実務に通算して五年以上従事した経験を有するもの
二 基本演習(不動産の鑑定評価の標準的手順の修得のための演習をいう。)	二 前号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者
三 実地演習(不動産の鑑定評価に関する実地の演習をいう。)	不動産鑑定業者の業務に現に従事している不動産鑑定士であつて、不動産の鑑定評価の実務に通算して五年以上従事した経験を有するもの

(施行期日)

(不動産鑑定士補に関する経過措置)

（第四条の規定による改正前の不動産の鑑定評

(懲戒処分に関する経過措置)

平成十六年五月十四日 参議院会議録第二十二号

第四条 新鑑定評価法第四十一条の規定は、不動産

(措置要求に関する経過措置)

(不動産鑑定士補に関する経過措置

不動産取引の円滑化のための地価公示法及び不

2 前項の場合においては、旧鑑定評価法第三十

第七條 不動産の鑑定評価に関する法律附則第二

(不動産鑑定士の資格に関する経過措置)

一 第四条の規定の施行の際現に不動産鑑定士

二 附則第十一条第一項の規定により行われる

(第二次試験合格者に関する経過措置)

(旧司法試験合格者等に関する経過措置)

動産の鑑定評価に関する法律の一部を改正する法律案

第一項の規定により行われる司法試験の第二次

2 公認会計士法の一部を改正する法律(平成十

3 新々鑑定評価法第十条第三項の規定は、前二

第十一条 土地鑑定委員

2 前項の場合においては、旧鑑定評価法第三条

宋

の規定の施行の際現に不動産鑑定士補となる資格を有する者又は不動産鑑定士補である者で、同条の規定による改正前の次条の規定による実務補習又は同法附則第十二条の規定による実務補習とする。

3 第一項の規定により行われる第三次試験については、新々鑑定評価法第十一条から第十四条まで、第四十七条及び第五十七条第二号の規定を適用する。この場合において、これらの規定中「不動産鑑定士試験」とあるのは、「不動産取引の円滑化のための地価公示法及び不動産の鑑定評価に関する法律の一部を改正する法律附則第十一条第一項の規定により行われる第三次試験」とする。

(実務補習に関する経過措置)

第十二条 第四条の規定の施行の際現に旧鑑定評価法第十条第一項に規定する実務補習を行つてゐる者は、第四条の規定の施行の際現に当該実務補習を受けている者が修了するまでの間においては、当該者に対して、当該実務補習を行うものとする。この場合において、旧鑑定評価法第十条の規定は、なおその効力を有する。

(新不動産鑑定士試験の実施のために必要な行為に関する経過措置)

第十三条 国土交通大臣は、第四条の規定の施行の日前においても、新々鑑定評価法第四十七条の規定の例により、新不動産鑑定士試験に係る試験委員を任命することができる。

(地方自治法の一部改正)

第十四条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一 不動産の鑑定評価に関する法律(昭

和三十八年法律第五十二号)の項中「第十条第二項及び第三項、」を削る。

(公認会計士法の一部改正)

第十五条 公認会計士法の一部を次のように改正する。

第十条第一項第五号中「不動産鑑定士試験第二次試験を不動産鑑定士試験」に改める。

(公認会計士法の一部改正に伴う経過措置)

第十六条 旧鑑定評価法の規定による不動産鑑定士試験第二次試験に合格した者に係る公認会計士試験の試験科目の一部免除については、なお従前の例による。

(税理士法の一部改正)

第十七条 税理士法(昭和二十六年法律第二百三十七号)の一部を次のように改正する。

第二十四条中「一」を「いずれかに」に改め、同条第一号中「不動産鑑定業者の業務に関し不動産の鑑定評価を」不動産の鑑定評価に関する法律第二条の三に規定する鑑定評価等業務第四十三条において「鑑定評価等業務」という。)に改める。

第四十三条中「不動産鑑定業者の業務に関し」を削り、「が不動産の鑑定評価を行うこと」を「の鑑定評価等業務」に改める。

第十八条 税理士法の一部を次のように改正する。

第四条第九号中「若しくは不動産鑑定士補」を削る。

(第二十四条第一号中「第二条の三」を「第五条」に改め、「若しくは不動産鑑定士補」を削る。

第四十三条中「若しくは不動産鑑定士補」を削る。

(税理士法の一部改正に伴う経過措置)

第十九条 第三条の規定による改正前の不動産の鑑定評価に関する法律の規定により不動産鑑定業者の業務に関し不動産の鑑定評価を行うことを禁止された不動産鑑定士又は不動産鑑定士補に係る税理士の登録拒否事由及び税理士の業務の停止については、なお従前の例による。

第二十条 第四条の規定の施行の日以後に不動産

イ 不動産の鑑定評価に関する法律(昭和三十

年法律第五十二号)第十五条(登録)の不動産鑑定士の登録

(登録免許税法の一部改正に伴う経過措置)

第二十一条 第四条の規定の施行の日以後に附則第六条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる旧鑑定評価法第十五条第一項の規定による不動産鑑定士補の登録を受ける者及び附則第六条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる旧鑑定評価法第十八条の規定による変更の登録を受ける不動産鑑定士補については、前条の規定による改正前の登録免許税法別表第一第二十三号(四)の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同号(四)中「不動産の鑑定評価に関する法律」とあるのは「不動産取引の円滑化のための地価公示法及び不動産の鑑定評価に関する法律の一部を改正する法律(平成十六年法律第

号)附則第六条第一項(不動産鑑定士補に関する経過措置)の規定によりなおその効力を有することとされる同法第四条(不動産の鑑定評価に関する法律の一部改正)の規定による改正前の不動産の鑑定評価に関する法律」と、同号(四)中「不動産の鑑定

評価に関する法律」とあるのは「不動産取引の円滑化のための地価公示法及び不動産の鑑定評価に関する法律の一部を改正する法律附則第六条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第四条の規定による改正前の不動産の鑑定評価に関する法律」とする。

(住民基本台帳法の一部改正)

第二十三条 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

(別表第一の百八の項中「第十五条第一項」を「第十五条」に改める。

(都市計画法等の一部改正)

第二十四条 次に掲げる法律の規定中「都市計画区域」を「公示区域」に改める。

鑑定士補である者に係る税理士の欠格条項、税理士の登録拒否事由及び税理士の業務の停止については、なお従前の例による。

(登録免許税法の一部改正)

第二十一条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一第二十三号(四)中「又は不動産鑑定士補」を削り、同号(四)イを次のように改める。

評価に関する法律」とあるのは「不動産取引の円滑化のための地価公示法及び不動産の鑑定評価に関する法律の一部を改正する法律附則第六条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第四条の規定による改正前の不動産の鑑定評価に関する法律」とする。

別表第一の百八の項中「第十五条第一項」を「第十五条」に改める。

二 公有地の拡大の推進に関する法律(昭和四十七年法律第六十六号)第七條

三 国土利用計画法(昭和四十九年法律第九十二号)第十六條第一項第一号、第十九條第二

項、第二十七条の五第一項第一号及び第三十三号

三
(不動産鑑定士特例試験及び不動産鑑定士補特例試験に関する法律の一部改正)

第二十五条 不動産鑑定士特例試験及び不動産鑑定士補特例試験に関する法律の一部を次のように改正する。

第三号中「第四号第三項」を「第四号」に改める。

第四条を次のように改める。

第四条 削除

(不動産鑑定士特例試験及び不動産鑑定士補特例試験に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第二十六条 不動産鑑定士特例試験及び不動産鑑定士補特例試験に関する法律第一条に規定する不動産鑑定士補特例試験に合格した者については、前条の規定による改正前の不動産鑑定士特例試験及び不動産鑑定士補特例試験に関する法律第四条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条中「法第四条第二項の規定にかかわらず、不動産鑑定士補」とあるのは、「不動産鑑定士補」とする。

(国土交通省設置法の一部改正)

第二十七条 国土交通省設置法(平成十一年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第三十一条 第一項第二号中「第十四号」の下に「第三十二号、第三十三号」を加え、同項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 地価の調査に関すること。

第三十三条 第一項第二号中「第十四号」の下に

「第三十二号、第三十三号」を加え、同項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 地価の調査に関すること。

(罰則に関する経過措置)

第二十八条 この法律(附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第二十九条 附則第二条から第十三条まで、第十六条、第十九条、第二十条、第二十二條、第二十六條及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

審査報告書

学校教育法等の一部を改正する法律案
右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成十六年五月十三日

文教科学委員長 北岡 秀二
参議院議長 倉田 寛之殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、学校における健康教育の充実を図るため、栄養教諭の制度を創設し、栄養教諭

を小中学校等に置くことができることとするともに、その職務、免許、身分、定数、給与費の負担等について定めるほか、医療技術の高度化等に対応するため、大学の薬学を履修する課程のうち、薬剤師養成を目的とするものの修業年限を六年とするための措置を講じようとするものであり、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、本年度は別に費用を要しない。

附帯決議

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一、学校栄養職員及び栄養教諭の給与費については、国の責任において確保するとともに、適切な処遇等を維持するよう配慮すること。

二、全国の義務教育諸学校等において、食に関する指導等が充実するよう、現行の定数改善計画を進めるとともに、引き続き適切な配置基準の下、学校栄養職員と栄養教諭について必要な定数を確保するよう努めること。

特に、学校給食未実施校、共同調理場方式による学校給食実施校等における食に関する指導についても、遺漏のないよう十分留意すること。

三、前項による必要な定数の確保の努力とあいまって、栄養教諭への移行が円滑に進められるよう、学校栄養職員が栄養教諭免許状を取得するための認定講習等の機会の確保に努めること。

四、学校給食の管理と食に関する指導を一体的に行うことを任務とする栄養教諭の制度を確立するため、栄養教諭が食に関する指導を行うに当たっては、学級担任、教科担任等と連携し、学校全体として取り組むとともに、家庭や地域社会とも連携・理解を深め、より効果的な指導を行うよう努めること。

あわせて、食教育の充実の観点から、学校給食を身近な生きた教材として活用し、また、食材・給食の衛生管理の維持・強化を図るため、給食調理現場の充実に努めること。

五、栄養教諭及び学校栄養職員の資質能力の向上のため、新規採用者研修、経験者研修等の機会の確保及び内容の充実を図るとともに、他の教職員についても、食に関する理解を深めるための研修等の充実に努めること。

六、学校栄養職員については、現在行われている学級担任、教科担任との連携、特別非常勤講師として実施している学校給食指導の充実を図るとともに、研修の機会の確保等にも十分配慮すること。

七、栄養教諭養成のための大学等の教員養成課程を整備するとともに、教員養成課程を置く大学等と栄養士養成を行っている大学等とが連携し、栄養教諭免許状の取得が可能となるよう努めること。

八、薬学教育の修業年限延長の目的である医療薬学教育の充実のため、医療機関、関係行政機関等の理解と協力を得て、各大学における指導体制の整備、教育・実習施設の確保等に努めること。特に、長期の実務実習の受入れのための指導者及び施設の確保について配慮すること。

また、学生の実務実習に必要な基本的な能力の向上と教育・実習施設における受入れの円滑化を図るため、共用試験の導入等についても検討を更に進めること。

九、四年制と六年制の学部・学科が並立することにより、受験生に混乱が生じることのないよう、両学部・学科の目的、内容の違いについて十分な情報提供を行うとともに、転部、編入学等の制度も活用するなど、制度の弾力的運用と多様な人材の受入れに努めること。

十、第三者評価体制の整備を進めること等により、高度化する薬剤師の職能を支える基礎教育及び実務で要求される知識、技能、医療人としての倫理観、薬剤師としての責任感等が養えるような質の高い教育の維持向上を図るよう留意すること。

十一、医療技術の進展等の状況を踏まえ、現に薬剤師の資格を有している者に対し、生涯にわたる学習する機会が拡充されるよう配慮すること。

十二、薬学教育の修業年限延長に伴い、学費の負担が増加することから、大学への財政的支援や奨学金制度の充実にも努め、経済力の差が進路選択及び学業の成就に影響を与えないよう配慮すること。

十三、薬学の充実・強化に当たっては、生命科学の進展、医療の高度化に対応し、大学、民間研究機関等において、国際競争力を持つ創薬等の研究開発を担う人材の育成に努めること。

右決議する。

学校教育法等の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成十六年四月二十七日

衆議院議長 河野 洋平

参議院議長 倉田 寛之殿

学校教育法等の一部を改正する法律案

学校教育法等の一部を改正する法律

(学校教育法の一部改正)

第一条 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第二十八条第二項中「ほか、」の下に「栄養教諭その他」を加え、同条第七項の次に次の一項を加える。

栄養教諭は、児童の栄養の指導及び管理をつかさどる。

第五十一条中「第十一項まで」を「第十二項まで」に改める。

第五十一条の八第二項中「ほか」の下に「栄養教諭」を加える。

第五十一条の九第一項中「第十一項まで」を「第十二項まで」に改める。

第五十五条第二項中「歯学」を「を履修する課程、歯学を履修する課程、薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの」に改める。

第七十条及び第七十条の十中「第二十八条第八項を第二十八条第九項」に改める。

第八十二条中「及び第九項から第十一項まで」を「第八項及び第十項から第十二項まで」に改

める。

(市町村立学校職員給与負担法の一部改正)

第二条 市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

第一条中「養護教諭」の下に「栄養教諭を、規定する職員」の下に「のうち栄養教諭以外の者」を加える。

附則第三項中「規定する職員」の下に「のうち栄養教諭以外の者」を加える。

(教育公務員特例法の一部改正)

第三条 教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「養護助教諭」の下に「栄養教諭」を加える。

第二十六条第一項各号列記以外の部分中「養護教諭」の下に「栄養教諭」を加え、同項第一号中「養護教諭の専修免許状」の下に「栄養教諭にあつては同法に規定する栄養教諭の専修免許状」を加え、同項第二号中「又は養護教諭の一種免許状」を「養護教諭の一種免許状又は栄養教諭の一種免許状」に改め、「別表第六」の下に「別表第六の二」を加え、同条第三号中「別表第六」の下に「別表第六の二」を加え、同条第二項中「養護教諭」の下に「栄養教諭」を加える。

第二十七条第一項及び第二十八条中「養護教諭」の下に「栄養教諭」を加える。

(教育職員免許法の一部改正)

第四条 教育職員免許法(昭和二十四年法律第四十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「養護助教諭」の下に「栄養教諭」を加える。

第三条第三項及び第四項中「及び養護助教諭」を「養護助教諭及び栄養教諭」に改める。

第四条第二項中「及び養護教諭の免許状」を「養護教諭の免許状及び栄養教諭の免許状」に改める。

第五条第一項中「若しくは第二」を「第二若しくは第二の二」に改める。

教諭」を加える。

第三条第三項及び第四項中「及び養護助教諭」を「養護助教諭及び栄養教諭」に改める。

第四条第二項中「及び養護教諭の免許状」を「養護教諭の免許状及び栄養教諭の免許状」に改める。

第五条第一項中「若しくは第二」を「第二若しくは第二の二」に改める。

第六条第二項中「第六」の下に「第六の二」を加える。

附則第四項中「第六条第二項別表第三」及び「同項別表第三」を「別表第三」に、「同項別表第五」を「別表第五」に改める。

附則第五項中「第六条第二項別表第三」を「別表第三」に改める。

附則第九項の表備考第一号中「第五条第一項別表第一備考第一号」を「別表第一備考第一号」に、「第六条第二項別表第三備考第六号」を「別表第三備考第六号」に改める。

附則第十一項中「第五条第一項別表第一」を「別表第一」に改める。

附則第十三項中「第六条第二項別表第六」を「別表第六」に改める。

附則に次の一項を加える。

18 次の表の第二欄に掲げる基礎資格を有する者(学校給食法(昭和二十九年法律第六十号)第五条の三に規定する職員のうち栄養教諭以外の者に限る。)に対して教育職員検定により次の表の第一欄に掲げる栄養教諭の一種免許状又は二種免許状を授与する場合における学力及び実務の検定は、当分の間、第六条第二項の規定にかかわらず、次の表の第三欄及び第四欄の定めるところによる。

別表第六の二(第六条関係)

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
所要資格	有することを 必要とする栄 養教諭の免許 状の種類	第二欄に定める各免許状を取 得した後、栄養教諭として良 好な勤務成績で勤務した旨の 実務証明責任者の証明を有す ることを必要とする最低在職 年数	第二欄に定める各免許状 を取得した後、大学にお いて修得することを必要 とする最低単位数
免許状の種類	一種免許状	三	一五
専修免許状	一種免許状	三	四〇
一種免許状	一種免許状	三	四〇

備考 この表の規定により一種免許状を受けようとする者が、栄養士法第二条第三項の規定により管理栄養士の免許を受けている場合においては、一種免許状の項第三欄に定める最低在職年数に満たない在職期間(一年未満の期間を含む。)があるときも、当該在職年数を満たすものとみなし、同項第四欄中「四〇」とあるのは、「八」と読み替えるものとする。

(学校給食法の一部改正)

第五条 学校給食法(昭和二十九年法律第六十号)の一部を次のように改正する。

第五条の三の見出しを「(学校給食栄養管理
者)」に改め、同条中「職員は、」の下に「教育職員
免許法(昭和二十四年法律第四十七号)第四条
第二項に規定する栄養教諭の免許状を有する者
又は」を加え、「又は経験」を若しくは「経験」に
改める。

(女子教職員の出産に際しての補助教職員の確
保に関する法律の一部改正)

第六条 女子教職員の出産に際しての補助教職員
の確保に関する法律(昭和三十年法律第二百十
五号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「養護教諭」の下に「、栄養教
諭」を加え、「(栄養士法(昭和二十二年法律第二

百四十五号)第二条第一項の規定による栄養士
の免許を有する者で学校給食の実施に必要な知
識又は経験を有し、かつ、学校給食の栄養に関
する専門的事項をつかさどるもの」を「学校給食
法(昭和二十九年法律第六十号)第五条の三に
規定する職員のうち栄養教諭以外の者」に改め
る。

第三条第三項中「(昭和二十九年法律第六十
号)」を削る。

(地方教育行政の組織及び運営に関する法律及
び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等
に関する特別措置法の一部改正)

第七条 次に掲げる法律の規定中「養護教諭」の下
に「、栄養教諭」を加える。

一 地方教育行政の組織及び運営に関する法律
(昭和三十一年法律第六十二号)第四十七条

の二第一項

二 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与
等に関する特別措置法(昭和四十六年法律第
七十七号)第二条第二項

(公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定
数の標準に関する法律の一部改正)

第八条 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職
員定数の標準に関する法律(昭和三十三年法律
第六十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「養護教諭」の下に「、栄養教
諭」を、「規定する職員」の下に「のうち栄養教諭
以外の者」を加える。

第八条の二中「学校栄養職員」を「栄養教諭及
び学校栄養職員(以下「栄養教諭等」という。)」に
改める。

第十三条の二中「学校栄養職員」を「栄養教諭
等」に改める。

第十五条中「寄宿舎指導員、学校栄養職員」を
「栄養教諭等、寄宿舎指導員」に改め、同条第二
号中「学校栄養職員」を「栄養教諭等」に改める。

第十七条第一項中「養護教諭」の下に「、栄養
教諭」を加える。

附 則

この法律は、平成十七年四月一日から施行す
る。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号
に定める日から施行する。

- 一 第一条中学校教育法第五十五条第二項の改
正規定 平成十八年四月一日
- 二 第四条の規定 平成十六年七月一日

投票者氏名

日程第二 薬剤師法の一部を改正する法律案(内
閣提出)

賛成者氏名

阿南 一成君	阿部 正俊君
愛知 治郎君	青木 幹雄君
有馬 朗人君	有村 治子君
市川 一朗君	入澤 肇君
岩井 國臣君	岩城 光英君
上野 公成君	魚住 汎英君
尾辻 秀久君	大仁田 厚君
大野つや子君	太田 豊秋君
扇 千景君	岡田 広君
加治屋義人君	狩野 安君
景山俊太郎君	柏村 武昭君
金田 勝年君	岸 宏一君
北岡 秀二君	杵掛 哲男君
国井 正幸君	小泉 顯雄君
小齊平敏文君	小林 温君
後藤 博子君	鴻池 祥肇君
佐々木知子君	佐藤 泰三君
齊藤 滋宣君	斎藤 十朗君
桜井 新君	山東 昭子君
清水嘉子子君	清水 達雄君
陣内 孝雄君	鈴木 政二君
世耕 弘成君	関谷 勝嗣君
田浦 直君	田村 公平君
田村耕太郎君	伊達 忠一君
竹山 裕君	武見 敬三君
谷川 秀善君	常田 享詳君
鶴保 庸介君	中島 啓雄君
中曾根弘文君	中原 爽君

西田 吉宏君	野上浩太郎君	野間 越君	橋本 聖子君	福島啓史郎君	真鍋 賢二君	松田 岩夫君	松山 政司君	溝手 顯正君	森田 次夫君	矢野 哲朗君	山下 英利君	吉田 博美君	朝日 俊弘君	池口 修次君	岩本 司君	大江 康弘君	大淵 綱子君	勝本 健司君	郡司 彰君	興石 東君	齋藤 勁君	榎葉賀津也君	田村 秀昭君	高橋 千秋君	谷林 正昭君	シルン マルテ君	角田 義一君	西岡 武夫君	長谷川 清君	平田 健二君	平野 達男君	広野ただし君	堀 利和君
林 芳正君	藤井 基之君	舛添 要一君	松村 龍二君	三浦 一水君	宮崎 秀樹君	森元 恒雄君	山崎 力君	山本 一太君	脇 雅史君	伊藤 基隆君	今泉 昭君	小川 勝也君	大塚 耕平君	岡崎トミ子君	神本美恵子君	小林 元君	佐藤 雄平君	櫻井 充君	鈴木 寛君	高嶋 良充君	谷 博之君	千葉 景子君	辻 泰弘君	中島 章夫君	羽田雄一郎君	樋口 俊一君	平野 貞夫君	広中和歌子君	藤原 正司君	松井 孝治君			

反対者氏名

○名

円 より子君	森 ゆうこ君	柳田 稔君	山下八洲夫君	山本 孝史君	若林 秀樹君	魚住裕一郎君	木庭健太郎君	千葉 国男君	鶴岡 洋君	浜四津敏子君	弘友 和夫君	松 あきら君	山口那津男君	山本 保君	井上 哲土君	池田 幹幸君	緒方 靖夫君	紙 智子君	小泉 親司君	大門実紀史君	西山登紀子君	八田ひろ子君	宮本 岳志君	吉川 春子君	田 英夫君	岩本 莊太君	山本 正和君	黒君 宇洋君	本岡 昭次君
和田ひろ子君	葺科 満治君	草川 昭三君	高野 博師君	統 訓弘君	遠山 清彦君	日笠 勝之君	福本 潤一君	森本 晃司君	山本 香苗君	渡辺 孝男君	井上 美代君	岩佐 恵美君	大沢 辰美君	小池 晃君	小林美恵子君	富樫 練三君	畑野 君枝君	林 紀子君	吉岡 吉典君	大田 昌秀君	又市 征治君	椎名 素夫君	高橋紀世子君	西川きよし君					

日程第三 建築物の安全性及び市街地の防災機能の確保等を図るための建築基準法等の一部を改正する法律案(内閣提出)
賛成者氏名
一六一名

阿南 一成君	阿部 正俊君	青木 幹雄君	有村 治子君	入澤 肇君	岩城 光英君	魚住 汎英君	大仁田 厚君	太田 豊秋君	岡田 広君	狩野 安君	柏村 武昭君	岸 宏一君	久世 公堯君	国井 正幸君	小齊平敏文君	後藤 博子君	佐々木知子君	齊藤 滋宣君	桜井 新君	清水嘉与子君	陣内 孝雄君	世耕 弘成君	田浦 直君	田村耕太郎君	竹山 裕君	谷川 秀善君	鶴保 庸介君	中曽根弘文君	西田 吉宏君
愛知 治郎君	有馬 朗人君	市川 一朗君	岩井 國臣君	上野 公成君	尾辻 秀久君	大野つや子君	扇 千景君	加治屋義人君	景山俊太郎君	金田 勝年君	北岡 秀二君	杏掛 哲男君	小泉 顕雄君	小林 温君	鴻池 洋肇君	佐藤 泰三君	斎藤 十朗君	山東 昭子君	清水 達雄君	鈴木 政二君	関谷 勝嗣君	田村 公平君	伊達 忠一君	武見 敬三君	常田 享詳君	中島 啓雄君	中原 爽君		

野上浩太郎君	南野知恵子君	林 芳正君	藤井 基之君	舛添 要一君	松村 龍二君	三浦 一水君	宮崎 秀樹君	森元 恒雄君	山崎 力君	山本 一太君	脇 雅史君	伊藤 基隆君	今泉 昭君	小川 勝也君	大塚 耕平君	岡崎トミ子君	神本美恵子君	小林 元君	佐藤 雄平君	櫻井 充君	鈴木 寛君	高嶋 良充君	谷 博之君	千葉 景子君	辻 泰弘君	中島 章夫君	羽田雄一郎君	樋口 俊一君	平野 貞夫君	広中和歌子君	藤原 正司君	松井 孝治君
野間 越君	橋本 聖子君	福島啓史郎君	真鍋 賢二君	松田 岩夫君	松山 政司君	溝手 顯正君	森田 次夫君	矢野 哲朗君	山下 英利君	吉田 博美君	朝日 俊弘君	池口 修次君	岩本 司君	大江 康弘君	大淵 綱子君	勝本 健司君	郡司 彰君	興石 東君	齋藤 勁君	榎葉賀津也君	田村 秀昭君	高橋 千秋君	谷林 正昭君	シルン マルテ君	角田 義一君	西岡 武夫君	長谷川 清君	平田 健二君	平野 達男君	広野ただし君	堀 利和君	円 より子君

日程第四 不動産取引の円滑化のための地価公示
法及び不動産の鑑定評価に関する法律の一部を改
正する法律案(内閣提出)
賛成者氏名

一七九名

森 ゆうこ君 築瀬 進君
柳田 稔君 山下八洲夫君
山根 隆治君 山本 孝史君
和田ひろ子君 若林 秀樹君
蘆科 満治君 魚住裕一郎君
草川 昭三君 木庭健太郎君
高野 博師君 千葉 国男君
統 訓弘君 鶴岡 洋君
遠山 清彦君 浜四津敏子君
日笠 勝之君 弘友 和夫君
福本 潤一君 松 あきら君
森本 晃司君 山口那津男君
山本 香苗君 山本 保君
渡辺 孝男君 大田 昌秀君
田 英夫君 又市 征治君
岩本 莊太君 椎名 素夫君
山本 正和君 高橋紀世子君
黒岩 宇洋君 西川きよし君
本岡 昭次君

反対者氏名

一九名

井上 哲士君 井上 美代君
池田 幹幸君 岩佐 恵美君
緒方 靖夫君 大沢 辰美君
紙 智子君 小池 晃君
小泉 親司君 小林美恵子君
大門実紀史君 富樫 練三君
西山登紀子君 畑野 君枝君
八田ひろ子君 林 紀子君
宮本 岳志君 吉岡 吉典君
吉川 春子君

阿南 一成君 阿部 正俊君
愛知 治郎君 青木 幹雄君
有馬 朗人君 有村 治子君
市川 一朗君 入澤 肇君
岩井 國臣君 岩城 光英君
上野 公成君 魚住 汎英君
尾辻 秀久君 大仁田 厚君
大野つや子君 太田 豊秋君
扇 千景君 岡田 広君
加治屋義人君 狩野 安君
景山俊太郎君 柏村 武昭君
金田 勝年君 岸 宏一君
北岡 秀二君 久世 公麿君
香掛 哲男君 国井 正幸君
小泉 顕雄君 小斉平敏文君
小林 温君 後藤 博子君
鴻池 祥肇君 佐々木知子君
佐藤 泰三君 齊藤 滋宣君
齋藤 十朗君 桜井 新君
山東 昭子君 清水嘉子子君
清水 達雄君 陣内 孝雄君
鈴木 政二君 世耕 弘成君
関谷 勝嗣君 田浦 直君
田村 公平君 田村耕太郎君
伊達 忠一君 竹山 裕君
武見 敬三君 谷川 秀善君
常田 享詳君 鶴保 庸介君
中島 啓雄君 中曾根弘文君

中原 爽君 西田 吉宏君
野上浩太郎君 野間 越君
南野知恵子君 橋本 聖子君
林 芳正君 福島啓史郎君
藤井 基之君 真鍋 賢二君
舛添 要一君 松田 岩夫君
松村 龍二君 松山 政司君
三浦 一水君 溝手 顕正君
宮崎 秀樹君 森田 次夫君
森元 恒雄君 矢野 哲朗君
山崎 力君 山下 英利君
山本 一太君 吉田 博美君
脇 雅史君 朝日 俊弘君
伊藤 基隆君 池口 修次君
今泉 昭君 岩本 司君
小川 勝也君 大江 康弘君
大塚 耕平君 大瀨 絹子君
岡崎トミ子君 勝木 健司君
神本美恵子君 郡司 彰君
小林 元君 奥石 東君
佐藤 雄平君 齋藤 勁君
櫻井 充君 榎葉賀津也君
鈴木 寛君 田村 秀昭君
高嶋 良充君 高橋 千秋君
谷 博之君 谷林 正昭君
千葉 景子君 シルシマルティ君
辻 泰弘君 角田 義一君
中島 章夫君 西岡 武夫君
羽田雄一郎君 長谷川 清君
樋口 俊一君 平田 健二君
平野 貞夫君 平野 達男君
広中和歌子君 広野ただし君

反対者氏名

〇名

藤原 正司君 堀 利和君
松井 孝治君 円 より子君
築瀬 進君 柳田 稔君
山下八洲夫君 山根 隆治君
山本 孝史君 和田ひろ子君
若林 秀樹君 蘆科 満治君
魚住裕一郎君 草川 昭三君
木庭健太郎君 高野 博師君
千葉 国男君 統 訓弘君
鶴岡 洋君 遠山 清彦君
浜四津敏子君 日笠 勝之君
弘友 和夫君 福本 潤一君
松 あきら君 森本 晃司君
山口那津男君 山本 香苗君
山本 保君 渡辺 孝男君
井上 哲士君 井上 美代君
池田 幹幸君 岩佐 恵美君
緒方 靖夫君 大沢 辰美君
紙 智子君 小池 晃君
小泉 親司君 小林美恵子君
大門実紀史君 富樫 練三君
西山登紀子君 畑野 君枝君
八田ひろ子君 林 紀子君
宮本 岳志君 吉岡 吉典君
岩本 莊太君 又市 征治君
山本 正和君 椎名 素夫君
黒岩 宇洋君 高橋紀世子君
本岡 昭次君 西川きよし君

日程第五 学校教育法等の一部を改正する法律案
(内閣提出、衆議院送付)

賛成者氏名

一七九名

阿南 一成君 阿部 正俊君 青木 幹雄君 有馬 朗人君 有村 治子君 市川 一朗君 入澤 肇君 岩井 國臣君 岩城 光英君 上野 公成君 魚住 汎英君 尾辻 秀久君 大仁田 厚君 大野つや子君 太田 豊秋君 扇 千景君 岡田 広君 狩野 安君 加治屋義人君 柏村 武昭君 景山俊太郎君 岸 宏一君 金田 勝年君 久世 公堯君 北岡 秀二君 国井 正幸君 杏掛 哲男君 小泉 顯雄君 小泉 平敏文君 小林 温君 後藤 博子君 鴻池 祥肇君 佐々木知子君 佐藤 泰三君 齊藤 滋宣君 齋藤 十朗君 桜井 新君 山東 昭子君 清水嘉与子君 清水 達雄君 陣内 孝雄君 鈴木 政二君 世耕 弘成君 関谷 勝嗣君 田浦 直君 田村 耕太郎君 田村 公平君 伊達 忠一君 竹山 裕君 武見 敬三君 谷川 秀善君 常田 享詳君 鶴保 庸介君 中島 啓雄君 中曾根弘文君 中原 爽君 西田 吉宏君

野上浩太郎君 南野知恵子君 林 芳正君 藤井 基之君 舛添 要一君 松村 龍二君 三浦 一水君 宮崎 秀樹君 森元 恒雄君 山崎 力君 山本 一太君 朝日 俊弘君 池口 修次君 岩本 司君 大江 康弘君 大淵 絹子君 勝木 健司君 郡司 彰君 興石 東君 齋藤 勁君 榎葉賀津也君 田村 秀昭君 高橋 千秋君 谷林 正昭君 比佐メレイ君 角田 義一君 西岡 武夫君 長谷川 清君 平田 健二君 平野 達男君 堀 利和君 野間 越君 橋本 聖子君 福島啓史郎君 真鍋 賢二君 松田 岩夫君 松山 政司君 溝手 顕正君 森田 次夫君 矢野 哲朗君 山下 英利君 吉田 博美君 伊藤 基隆君 今泉 昭君 小川 勝也君 大塚 耕平君 岡崎トミ子君 神本美恵子君 小林 元君 佐藤 雄平君 櫻井 充君 鈴木 寛君 高嶋 良充君 谷 博之君 千葉 景子君 辻 泰弘君 中島 章夫君 羽田雄一郎君 樋口 俊一君 平野 貞夫君 広中和歌子君 藤原 正司君 松井 孝治君 野間 越君 橋本 聖子君 福島啓史郎君 真鍋 賢二君 松田 岩夫君 松山 政司君 溝手 顕正君 森田 次夫君 矢野 哲朗君 山下 英利君 吉田 博美君 伊藤 基隆君 今泉 昭君 小川 勝也君 大塚 耕平君 岡崎トミ子君 神本美恵子君 小林 元君 佐藤 雄平君 櫻井 充君 鈴木 寛君 高嶋 良充君 谷 博之君 千葉 景子君 辻 泰弘君 中島 章夫君 羽田雄一郎君 樋口 俊一君 平野 貞夫君 広中和歌子君 藤原 正司君 松井 孝治君

反対者氏名

○名

円 より子君 森 ゆうこ君 築瀬 進君 柳田 稔君 山下八洲夫君 山根 隆治君 山本 孝史君 和田ひろ子君 若林 秀樹君 藁科 満治君 魚住裕一郎君 草川 昭三君 木庭健太郎君 高野 博師君 千葉 国男君 統 訓弘君 鶴岡 洋君 遠山 清彦君 浜四津敏子君 日笠 勝之君 弘友 和夫君 福本 潤一君 松 あきら君 森本 晃司君 山口那津男君 山本 香苗君 山本 保君 渡辺 孝男君 井上 哲士君 井上 美代君 池田 幹幸君 岩佐 恵美君 緒方 靖夫君 大沢 辰美君 紙 智子君 小池 晃君 小泉 親司君 小林美恵子君 大門実紀史君 富樫 練三君 西山登紀子君 畑野 君枝君 八田ひろ子君 林 紀子君 宮本 岳志君 吉岡 吉典君 吉川 春子君 大田 昌秀君 田 英夫君 又市 征治君 岩本 莊太君 椎名 素夫君 山本 正和君 高橋紀世子君 黒岩 宇洋君 西川きよし君 本岡 昭次君

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	
東京二丁目	千一〇五
都港区虎ノ門	一八四
四番四号	四五
独立行政法人国立印刷局	目
電 話	
03 (3587) 4294	
定 価	
（本体）	本号一部
一〇円	一五円